



日本語版

新しいふるさと 新たな暮らし

外国人配偶者のための台湾生活情報



内政部移民署 発行

はじめに

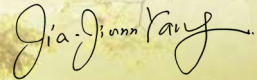
グローバル化によってさまざまな文化のふれ合いがますます増えていきます。エスニックグループや文化の多様化は多くの国でも人口構成に特徴的に表れるようになっていきます。統計によれば、2017年12月時点で、婚姻により台湾で暮らす海外出身者は53万人超、女性が92%と圧倒的多数を占めています。うち、中国や香港・マカオ出身が約35万4,000人、その他が約17万7,000人で、中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、日本、韓国が多くなっています。こういった人々が台湾で暮らすにあたって、言葉や文化、生活習慣など実際に直面する場面について、台湾生活の手引きとしてさまざまな言葉でまとめました。サービスを利用する際の参考にしてください。

新たに台湾で暮らす海外出身者はさまざまな情報を必要とします。このため、中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、日本語、韓国語の9か国語で手引きを発行しています。内容は戸籍、文化・生活、家庭、

教育、生活、レジャー、福祉、保健、仕事、税の10章に分け、台湾の習慣から関連する法律までを紹介、Q&Aで根拠となる法律や申請の資格・条件、必要書類などを掲載しています。また重要な情報は持ち歩くことのできるカードにまとめ、読みやすく実用性を高めました。

この手引きが海外出身のみなさんの台湾生活でのツールとなり、ともに成長し、新しいふるさとに早く溶け込めるようお願いを込めています。台湾では早くから閩南(福建省南部からの移民)、外省(戦後すぐの中国からの移民)、客家、先住民などさまざまなルーツを持つ人々が暮らし、多様な価値観を育んでいます。海を渡って台湾に来た海外出身の配偶者の人たちも、自身の未来を台湾の社会に託していることでしょう。私たちはこれを大いに尊重、支援し、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)を大切にし、互いが認め合い差別のない社会を作りあげていく必要があるのです。

内政部移民署署長



もくじ



一、居留と国籍取得（戸籍編）

婚姻登記.....	10
査 証.....	12
居 留.....	14
帰 化.....	21



二、台湾の伝統と風習（文化・生活編）

台湾の主要都市を知る.....	32
台湾の言語と信仰.....	34
多様なエスニックグループの 共栄共存.....	34
台湾の風習と習慣.....	35

三、婚姻と家庭（家庭編）

家庭を築く.....	40
家庭の運営と婚姻生活.....	41
次世代を育む.....	42
親子で学ぶ.....	43



四、学び、社会に溶け込む（教育編）

新住民生活適応指導.....	48
新住民対象のクラス.....	49
学力検定.....	51
社会資源を上手に使う.....	51
新住民の消費保護.....	52



五、衣食住交通 どれも便利（生活編）

台湾の食 豊富で多様.....	54
台湾の衣 快適で美しい.....	55
台湾の住 安全で便利.....	55
台湾の交通 速くて便利.....	56



六、台湾を楽しむ（レジャー編）

多元的ですばらしい 地域社会.....	70
気軽に出かける 休日のレジャー.....	71

七、社会福祉と身の安全（福祉編）

台湾の社会福祉の仕組み.....	76
ジェンダーの平等 相互尊重.....	80
身の安全.....	81



八、全民健康保険で健康に（保健編）

全民健康保険で 心配無用	88
妊婦の定期健診	92
自分の身体を守る HIV 感染予防	93
乳幼児の予防接種	93
成人の予防接種	94

九、いきいき働く（仕事編）

仕事の間を持ち 夢を実現	98
しっかり情報を把握 先手を打つ	100



十、財産と相続（資産と税編）

適切な資産運用 暮らしも	
仕事も安心	104
きちんと相続 台湾に根を下ろす	108

おわりに：台湾に根を下ろすことが	
自分と他人を助ける	110
巻末資料	111



新住民のための台湾生活関連情報 Q & A 一覧

よくある質問 (Q & A)	参考ページ
停留ビザを居留ビザに変更するには？	19
外僑居留証を延長するには？	20
外僑居留証の延長を忘れたときは？	21
原国籍のパスポートを紛失した場合、再発行の手続きは？	26
停留（居留）の法令に抵触した場合、どこに相談すれば？	27
台湾人配偶者と死別、離別した場合、引き続き台湾に居住できますか？	27
どのような状況で居留許可が取り消され、外僑居留証が無効になりますか？	28
配偶者が亡くなった場合、不動産の相続権利はありますか？手続きは？	28



新住民のための台湾生活関連情報 Q & A 一覧

よくある質問 (Q & A)	参考ページ
配偶者と死別、離別した場合、未成年の子に対する権利義務の行使や負担は？	29
両親が台湾に来たい場合は？	29
自分の子の発育が同世代の子に比べて遅いときは？	45
運転免許（自動車・バイク）を取得するには？	64
運転免許取得の関連資料を入手するには？	65
精神的に困ったことや問題があるときの相談窓口は？	80
DV や性的暴力に遭ってしまったら、どうやって助けを求めれば？	83
セクハラとは？セクハラに遭ったら、どうやって助けを求めれば？	84

新住民のための台湾生活関連情報 Q & A 一覧

よくある質問 (Q & A)	参考ページ
人身売買の被害者を見抜くには？	86
子宮頸がん検査（パップテスト）とは？どこで受けられますか？	91
自分に合った避妊法を選ぶには？	91
乳房 X 線検査（マンモグラフィ）とは？公的補助は？どこで検査できる？	95
台湾で働くのに、就業許可証の申請が必要？	99
就業で差別を受けたらどこに相談すれば？	102



一、居留と国籍取得（戸籍編）

婚姻登記	10
査 証	12
居 留	14
帰 化	21



一、居留と国籍取得

結婚してから中華民国国籍を取得するまでの流れは、ある種の選択であり、婚姻登記、査証（ビザ）申請、居留（居住）あるいは永久居留（＝永住）、帰化など、学習の連続でもあります。みなさんが私たちの一員となることを心より歓迎します。

婚姻登記

（一）外国人配偶者が外交部公告の「特定国家人士（＝特定の国の出身者）」ではない場合

1. 台湾人と外国人がまず台湾で婚姻登記を行う場合、以下の資料を任意の戸政事務所に持参し、婚姻登記を行う必要があります。
 - （1）結婚する当事者の身元確認書類（台湾人は国民身分証、外国人はパスポート、外僑居留証）
 - （2）海外にある中華民国大使館・領事館、政府代表機関、在外事務所（以下、在外公館）で認証を受けた婚姻状況を証明する書類（＝婚姻要件具備証明書）およびその中国語訳

- (3) 結婚書約（＝婚姻届。20歳以上の証人2名以上の署名が必要）
- (4) 台湾人配偶者の「戸口名簿」と、2年以内に撮影した規格に合致した照明写真1枚を提出するか、写真のデータを指定のサイトにアップロードする（新しい国民身分証の写真規格は内政部戸政司のウェブサイト（<https://www.ris.gov.tw>）を参照のこと）
- (5) 外国人配偶者は「取用中文姓名声明書」
（以上いずれも原本）

2. 台湾人と外国人がすでに海外で婚姻登記を済ませている場合、以下の資料を任意の戸政事務所を持参し、台湾で婚姻登記を行う必要があります。

- (1) 結婚する当事者の身元確認書類（台湾人は国民身分証、外国人はパスポート、外僑居留証）
- (2) 台湾の在外公館で認証を受けた証明書類およびその中国語訳
- (3) 台湾の在外公館で認証を受けた婚姻証明あるいは現地当局から発行された婚姻登記（あるいは婚姻届の提出）の証明書類およびその中国語訳。「符合行為地法」（＝現地の法律に合致している）の記載があれば、婚姻要件具備証明書は不要。
- (4) 台湾人配偶者の「戸口名簿」と、2年以内に撮影した規格に合致した証明写真1枚を提出するか、あるいは写真のデータを指定のサイトにアップロードする（新しい国民身分証の写真規格は内政部戸政司のウェブサイト（<https://www.ris.gov.tw>）を参照のこと）
- (5) 外国人配偶者の「取用中文姓名声明書」
（以上いずれも原本）

(二) 外国人配偶者が外交部公告の「特定国家人士（＝特定の国の出身者）」である場合

まず外国人配偶者の母国で婚姻登記を終えた後、同国で発行された

結婚の登記書類や結婚したことを証明する書類およびその中国語訳を持参し、台湾の在外公館に面接の申し込みと書類の認証を申請しなければなりません。認証を終えた後、台湾人配偶者が下記の書類を持って、任意の戸政事務所を訪れ、台湾で婚姻登記を行います。

- (1) 結婚する当事者の身元確認書類（台湾人は国民身分証、外国人はパスポート、外僑居留証）
- (2) 台湾の在外公館で認証を受けた婚姻証明あるいは現地当局から発行された婚姻登記（あるいは婚姻届の提出）の証明書類およびその中国語訳
- (3) 台湾人配偶者の「戸口名簿」と、2年以内に撮影した規格に合致した証明写真1枚を提出するか、あるいは写真のデータを指定のサイトにアップロードする（新しい国民身分証の写真規格は内政部戸政司のウェブサイト（<https://www.ris.gov.tw>）を参照のこと）
- (4) 外国人配偶者の「取用中文姓名声明書」（以上いずれも原本）

査証

1. 外国人配偶者は台湾渡航前に、台湾の在外公館で「依親簽證（配偶者呼び寄せビザ）」を申請する必要があります。必要な書類は下記のとおりです。
 - (1) 申請者本人の旅券（パスポート）。有効期限6か月以上で、ページに余白があること
 - (2) 必要事項を記入した申請書。申請用紙は外交部領事事務局のサイトにある「線上填写申請表専区」でオンライン入力し、プリントアウトしたバーコード入りの申請表に、申請者が直筆でサインをして内容を確認する。6か月以内に撮影した2インチのカラー証明写真2枚を貼る。写真の背景は白であること

- (3) 台湾人配偶者の世帯全員の情報が記載された戸籍謄本（取得から3カ月以内）原本1通。婚姻登記の事実と、外国人配偶者の国籍、外国語氏名、生年月日が記載されていること
 - (4) 申請者本人の母国で発行された婚姻登記証明書の原本および写し各1通。婚姻登記制度がない国の場合は、結婚したことを証明する書類の原本および写し各1通に、中国語訳または英語訳を添付し、台湾の在外公館による認証を受ける（原本はその場で返却）
 - (5) 申請者の母国政府が発行した有効期限内の犯罪経歴証明書（いわゆる「無犯罪証明書」）原本1通に、中国語訳または英語訳を添付し、台湾の在外公館による認証を受ける（当該証明書に有効期限が記載されている場合、その期限を基準とする。有効期限が記載されていない場合は、申請者が母国の政府に発行を依頼した日から起算して1年間を有効期限とする）
 - (6) 衛生福利部が指定する外国人身体検査専用医療機関か、あるいは海外の医療機関が発行した3か月以内の健康検査合格証明書の原本および写し各1通。海外の医療機関で健康検査を行う場合は、その中国語訳または英語訳を添付し、台湾の在外公館による認証を受ける
 - (7) 財力証明、台湾渡航の事由証明、台湾の関係者による身元保証書など、審査に必要なその他の関連書類を提出しなければならない場合がある
 - (8) 規定の査証（ビザ）発給手数料
2. 注意事項：この内容に変更がある場合は、外交部領事事務局のウェブサイト（<https://www.boca.gov.tw>）に掲載されている最新情報および台湾の在外公館が公告する内容を優先します。



居留

(一) 外僑居留証の申請

1. 「依親（配偶者呼び寄せ）居留ビザ」で入国した場合

「依親（配偶者呼び寄せ）居留ビザ」で入国した場合、入国から15日以内に、夫婦で最寄りの内政部移民署服務站（服務站）へ赴き、外僑居留証（＝外国人居留証）を申請してください。必要な書類および手数料は下記のとおりです。

(1) 1年以内に撮影したカラーの証明写真（国民身分証と同規格）

1枚を貼った申請書1通

(2) パスポートおよび居留ビザ

(3) 居留申請事由の証明書類。例：婚姻登記の事実が記載された台湾人配偶者の戸口名簿または国民身分証など

(4) 手数料（初回申請の居留ビザ有効期間は1年間。その後のビザ更新手数料は毎回1,000台湾元）

2. 「依親（配偶者呼び寄せ）停留ビザ」で入国した場合

「依親（配偶者呼び寄せ）停留ビザ」で入国した場合、停留期限が切れる満30日前までに、最寄りの内政部移民署服務站へ赴き、外僑居留証への切り替えを申請してください。但し、停留期間60日以上で、査証発給機関による延期不可（NO EXTENSION）またはその他制限の注記がされていない有効ビザを所持して入国した場合のみ、外僑居留証への切り替えを申請することができます。必要な書類は下記のとおりです。

(1) 1年以内に撮影したカラーの証明写真（国民身分証と同規格）

1枚を貼った申請書1通

(2) パスポート（残存有効期間6か月以上）および停留ビザ

(3) 衛生福利部指定の外国人身体検査専用医療機関または海外の医療機関が3カ月以内に発行した健康検査合格証明1通

- (4) 申請者の母国政府による発行1年以内の犯罪経歴証明書（最近5年以内の犯罪経歴を記録したいわゆる「無犯罪証明書」の原本と、台湾の在外公館が認証した中国語訳）および台湾の警察当局による発行3か月以内の「警察刑事記録証明書（Police Criminal Record Certificate）」（初入国の場合は不要）
- (5) 居留住所証明書類（戸籍住所と同じ場合は不要）
- (6) 台湾人配偶者の「戸口名簿」あるいは国民身分證（婚姻登記の事実と、配偶者の国籍および外国語氏名が記載されているもの）
- (7) 手数料（初回申請の有効期間は1年間。その後の更新手数料は毎回1,000台湾元。但し、「依親（配偶者呼び寄せ）停留ビザ」からの切り替えの場合は2,200台湾元を追加徴収）

※注意事項

- (1) 内政部移民署は、「依親（配偶者呼び寄せ）停留ビザ」で入国して外僑居留証への切り替えを申請する外国人配偶者に対して、その場で、あるいは日時を指定して面接を行うことができます。
- (2) 外国語の書類はすべて中国語訳を添付する必要があります。また中国語訳は、台湾の在外公館による認証を受けなければ台湾で使用することができません。



お役立ち情報（一）



★郷・鎮・市の戸政事務所での取り扱い業務

婚姻、帰化、戸籍登記、国民身分証に関する手続き

★台湾が海外に設置する在外公館での取り扱い業務

査証（ビザ）申請、書類の認証など

★内政部移民署が台湾各地に設置する服務站（サービスステーション）での取り扱い業務

外僑居留証、外僑永久居留証、台湾地区居留証、台湾地区定居証などの発行

（二）外僑永久居留証の申請

外僑居留証を取得した外国人配偶者は、台湾での合法的な滞在年数が連続5年以上で、かつ毎年の年間居住日数が183日を越える場合、最寄りの内政部移民署服務站で外僑永久居留証（＝外国人永住居留証）を申請することができます。申請に必要な書類および手数料は下記のとおりでです。

- (1) 1年以内に撮影したカラーの証明写真（国民身分証と同規格）1枚を貼った申請書1通
- (2) 新旧パスポート原本および写し各1通（原本はその場で返却）
- (3) 外僑居留証の原本および写し各1通（原本はその場で返却）
- (4) 健康検査合格証明
- (5) 財産あるいは特殊技能を証明する文書
- (6) 申請者の母国政府による発行6か月以内の犯罪経歴証明書（最近5年以内の犯罪経歴を記録したいわゆる「無犯罪証明書」の原本と、台湾の在外公館が認証した中国語訳）および台湾の警察当局による発行3か月以内の「警察刑事記録証明書 (Police Criminal Record Certificate)」（初入国の場合は不要）

- (7) その他の関連証明書類。例えば台湾人配偶者の「戸口名簿」や国民身分証（婚姻登記の事実と、外国人配偶者の国籍および外国語氏名が記載されているもの）や結婚証明書など、個別の案件に照らして要求されるもの
- (8) 手数料1万台湾元

備考：台湾での合法的な滞在年数が連続5年以上で、かつ毎回の出国が3カ月以内の場合は、健康検査合格証明および台湾の警察当局が発行した「警察刑事記録証明書」を提出する必要はありません。

お役立ち情報（二）



台湾に居留する外国人配偶者は外僑永久居留証の取得、あるいは帰化申請を行うことができます。外僑永久居留証の申請の流れは下記のとおりです。

永久居留証の申請の流れ

戸政事務所：婚姻登記



台湾の在外公館：居留ビザあるいは停留期間60日以上で、査証発行機関による延期不可またはその他制限の注記がされていない有効ビザを申請



移民署：外僑居留証を申請



（台湾での合法滞在年数が連続5年以上で、かつ毎年の年間居住日数が183日以上）

移民署：外僑永久居留証を申請

居留証の見本



お役立ち情報（三）

台湾居留期間中に、何らかの事由で住所変更した場合は、事実発生後 15 日以内に住所変更の届け出を行う必要があります。遅延が生じた場合、2,000 台湾元以上 10,000 台湾元以下の罰金が科せられます。

★申請機関：

新住所の最寄りの内政部移民署服務站

★提出書類：

1. 1 年以内に撮影した国民身分証と同規格のカラー証明写真 1 枚を貼った申請書
2. パスポート
3. 外僑居留証
4. その他の証明書類原本：賃貸契約書など

お役立ち情報（四）

★居留のための健康検査

居留証を申請する外国人は「健康検査証明応検査項目表」（乙表）を提出する必要があります。検査項目は衛生福利部の規定に基づきます。

備考：「依親（配偶者呼び寄せ）停留ビザ」で入国する場合や、「台湾地区居留証」を申請する場合は必要ありません。

お役立ち情報（五）

★健康保険証の申請

外僑居留証を取得した外国人配偶者は、台湾での滞在が連続 6 カ月に達した日、またはその期間の 1 回の出国が 30 日に満たず、実際の台湾滞在日数から出国日数を差し引いた日数が満 6 カ月に達した日より、配偶者の被扶養者として全民健康保険に加入することができます。詳細は衛生福利部中央健康保険署にお問い合わせください。（フリーダイヤル）0800-030-598



停留ビザを居留ビザに変更するには？

停留期間 60 日以上で、かつ査証発行機関による延期不可（NO EXTENSION）の注記がされていない有効ビザを所持し、「依親（配偶者呼び寄せ）」を事由として入国した場合、停留期限が終了する 30 日以内に下記の書類を持って申請機関を訪れ、外僑居留証への切り替えを申請することができます。

申請機関：最寄りの内政部移民署服務站

提出書類および手数料：

- (1) 1年以内に撮影した国民身分証と同規格のカラー証明写真1枚を貼った申請書
- (2) パスポートおよび停留ビザ
- (3) 台湾人配偶者の「戸口名簿」あるいは国民身分証（婚姻登記の事実と、外国人配偶者の国籍および外国語氏名が記載されているもの）
- (4) 居留住所証明書類（戸籍住所と同じ場合は不要）
- (5) 台湾の在外公館による認証を受けた結婚証明書（戸口名簿、3か月以内に発行された台湾の戸籍謄本、「依親（配偶者呼び寄せ）」欄に台湾人配偶者のパスポートか国民身分証の氏名が記載された停留ビザのいずれかを提示できる場合は、結婚証明書を提出する必要はありません）。
- (6) 手数料（初回申請の有効期間は1年間。その後の更新手数料は毎回1,000台湾元。但し、「依親（配偶者呼び寄せ）停留ビザ」からの切り替えの場合は2,200台湾元を追加徴収）



外僑居留証を延長するには？

外国人配偶者が居留期間を延長する場合は、居留期限前の30日以内に申請する必要があります。

申請機関：最寄りの内政部移民署服務站

提出書類および手数料：

- (1) 1年以内に撮影した国民身分証と同規格のカラー証明写真1枚を貼った申請書
- (2) パスポート
- (3) 外僑居留証
- (4) 台湾人配偶者の「戸口名簿」あるいは国民身分証
- (5) 手数料（毎回1,000台湾元）



外僑居留証の延長を忘れたときは？

自分の居留証の有効期限をしっかりと把握しておきましょう。居留期限を超えた滞在日数が30日未満で、当初の居留申請事由が継続している場合は規定の罰金を払い、内政部移民署で新たに居留証を申請する必要があります。

滞在超過日数とそれに対する罰金は以下のとおりです。

1. 10日以内 2,000 台湾元
2. 11日以上 30日以内 4,000 台湾元
3. 31日以上 60日以内 6,000 台湾元
4. 61日以上 90日以内 8,000 台湾元
5. 91日以上 10,000 台湾元
6. 14歳未満には罰金を科さず、14歳以上 18歳未満は上記の半額とする。



帰化

帰化申請して中華民国国籍を取得する外国人配偶者は、婚姻登記、ビザ申請、外僑居留証の申請後、台湾での合法滞在年数が連続3年以上、かつ毎年183日以上上の居留事実がある場合、各機関で帰化申請を行うことができます。以下はその流れです。



外国人配偶者の帰化申請と戸籍登記の流れ / 申請機関

婚姻登記
申請機関／戸政事務所

居留ビザの申請
申請機関／台湾の外交部が各国に置く在外公館

外僑居留証の申請
申請機関／移民署が各県・市に置く服務站（サービスステーション）

帰化申請
（申請日より遡って連続3年以上合法的に居留しており、且つ毎年183日以上の居留事実があること）
申請機関／戸政事務所

国籍喪失申請
（1年以内に原国籍喪失証明書を提出すること）
申請機関／母国の主務官庁または母国政府が台湾に置く在外公館

台湾地区居留証の申請
申請機関／移民署が各県・市に置く服務站

台湾地区定居証の申請
（次に挙げる一定期間の居留を満たしていること：居留許可日より連続1年間居留、もしくは居留満2年かつ毎年270日以上、もしくは居留満5年かつ毎年183日以上）
申請機関／移民署が各県・市に置く服務站

戸籍登記の申請及び国民身分証の受領
申請機関／戸政事務所

1. 帰化申請

申請機関：住所地管轄区の戸政事務所

提出する書類：

- (1) 国籍帰化申請書
- (2) 合法かつ有効な外僑居留証または外僑永久居留証
- (3) 母国政府が発行した犯罪経歴証明書またはその他の関連証明書類

▶ 母国政府に申請する。発行日は帰化申請前 6 カ月以内であること。発行日以降に申請者が台湾に入国し、相当日数にわたり再出国した場合、主務官庁の判断により、申請者に対して出国期間の犯罪経歴証明書を提出するよう求めることができる

▶ 申請者の外僑居留証の居留事由に「依親（夫あるいは妻）」と記載されている場合、またはすでに外僑永久居留証を取得している場合は犯罪経歴証明書の提出は不要

- (4) 「帰化取得我国国籍者基本言語能力及国民権利義務基本常識認定基準」に該当する所定の証明書類

以下のうち一つを提出してください。

▶ 台湾の公私立の学校に 1 年以上在籍していた事実を証明するもの

▶ 台湾の政府機関が開設する講座に出席した合計または累計時間が 72 時間以上である事実を証明するもの

▶ 「帰化取得我国国籍者基本言語能力及国民権利義務基本常識テスト（=いわゆる「帰化試験」）」に合格した事実を証明するもの。合格ラインは 60 点（65 歳以上の場合 50 点）

▶ 上記の台湾の公私立学校に 1 年以上在籍していた事実、政府機関が開設する講座への出席時間については、各学校あるいは政府機関が記録し、戸政事務所のシステムに通報されている

る場合、または過去に「帰化試験」を受験している場合は、
証明書類を提出する必要がなく、戸政事務所がその事実を検
索する

- (5) 「国籍法」第9条第4項第3款の規定に基づく、事実と証明さ
れた外交機関発行書類の原本
- (6) 無国籍の場合は、内政部移民署が発行した「無国籍」と記載さ
れた外僑（永久）居留証に、その他の身元確認書類を添付する。
例えば外国の政府が発行した「無国籍」の記載がある旅行身分
証の原本（確認後、その場で返却）、または内政部が認定した
その他の無国籍証明書類など
- (7) 台湾でまだ婚姻登記が完了していない場合は、結婚したことを
証明する書類、外国人配偶者および台湾人配偶者の国籍を証明
する書類
- (8) 2年以内に撮影した脱帽正面カラー写真1枚（国民身分証写真
と同規格で、裏面に氏名を記載）
- (9) 手数料 1,200 台湾元（郵便振込にて納付。受取人：内政部）

2. 原国籍の喪失申請

提出機関：母国政府、母国政府が台湾に置く在外公館、あるいは
政府代表機関など

3. 台湾地区居留証の申請

申請提出機関：最寄りの内政部移民署服務站

提出書類と費用は下記のとおりです。

- (1) 居留申請書（国民身分証と同規格の写真1枚）
- (2) 帰化国籍許可証の原本および写し（原本はその場で返却）
- (3) 外僑居留証の原本および写し（原本はその場で返却）
- (4) 居留住所を証明する書類：例えば台湾人配偶者の婚姻登記済
戸口名簿または国民身分証の原本および写し（原本はその場
で返却）

(5) 手数料 1,000 台湾元

4. 台湾地区定居証の申請

申請機関：最寄りの内政部移民署服務站

提出書類および手数料は下記のとおりです。

- (1) 定居申請書（国民身分証と同規格の写真 1 枚）
- (2) 台湾地区居留証
- (3) 台湾人配偶者の戸口名簿または国民身分証の原本および写し
（原本はその場で返却。但し、すでに台湾人配偶者と離婚している場合は提出不要）
- (4) 3 か月以内に発行した健康検査合格証明
- (5) その他の証明書類。例：申請者がすでに台湾人配偶者と離婚している場合は、正確な戸籍住所の固定資産税納付書または賃貸契約の原本と写し（原本はその場で返却）
- (6) 氏名、住所、郵便番号、電話番号を明記した簡易書留の返信用封筒
- (7) 手数料 600 台湾元

5. 戸籍登記の申請と国民身分証の受領

申請機関：住所地管轄区の戸政事務所

提出書類と手数料は下記のとおりです。

- (1) 内政部移民署の通知により申請者が戸籍登記手続きを行った定居証。
- (2) 戸口名簿（単独世帯者は不要。但し単独世帯に転入した家屋所有権証明等関連書類の提出が必要）
- (3) 国民身分証の規格に合致した証明写真 1 枚
- (4) 国民身分証の初回発行費用 50 台湾元。申請者は戸籍登記申請後、規定にもとづき国民身分証を受け取ることが可能。

国民身分証の見本



原国籍のパスポートを紛失した場合、再発行の手続きは？

パスポート紛失届の提出

1. パスポートを紛失した本人が、内政部移民署の各県・市にある服務站（サービスステーション）に、その営業時間内に赴いてパスポートの紛失届を提出します（営業時間外は各県・市にある内政部移民署の「専勤隊」が受理します。本人以外が代理で行うことはできません）
2. 準備書類
 - (1) 申請書 1 通
 - (2) 2 インチの脱帽正面カラー写真 2 枚
 - (3) パスポート以外の身元確認書類

パスポートの再発行

パスポート紛失を届け出たことを立証する書類を持って、原国籍の政府、あるいは原国籍の政府が台湾に置く在外公館、政府代表機関にパスポートあるいは渡航文書の再発行を申請してください。



停留（居留）の法令に抵触した場合、どこに相談すれば？

停留（居留）の法令に抵触する事態が発生した場合、内政部移民署服務站（サービスステーション）に出向くか、あるいは電話で相談して協力を求めることができます。各地の服務站の住所および電話番号は巻末資料1に掲載しています。



台湾人配偶者と死別、離別した場合、引き続き台湾に居住できますか？

1. 台湾人配偶者が死亡した場合でも、外国人配偶者は法律に基づき引き続き居留を申請することができます。但し、違法行為があった場合、当局はその居留許可を取り消し、外僑居留証を無効とすることができます。
2. 台湾地区に戸籍を置く台湾人を配偶者とする外国人が、配偶者から身体あるいは精神的な虐待を受けており、裁判所から保護命令が出ている場合、引き続き居留を申請することができます。
3. 外国人配偶者は離婚後、居留事由が解消するため、内政部移民署によってその居留許可が取り消され、外僑居留証が無効となります。但し、台湾地区において戸籍を取得した未成年の実子の監護権を持つ場合は、引き続き居留を申請することができます。
4. 家庭内暴力が原因で裁判離婚が成立し、かつ台湾地区において戸籍を取得した未成年の実子がいる場合は、引き続き居留を申請することができます。
5. 居留許可が取り消され、国外退去処分となり、それが台湾地区において戸籍を取得した未成年の実子に対して重大かつ回復しがたい損害を与えることが懸念される場合は、引き続き居留を申請することができます。



どのような状況で居留許可が取り消され、外僑居留証が無効になりますか？

1. 居留期間内に居留事由が解消された場合
2. 申請書類に虚偽あるいは事実と異なる内容を記載した場合
3. 不法に取得した、偽造あるいは変造した証明書類を所持していた場合
4. 懲役1年以上の刑が確定した場合。但し、過失犯罪の場合はこの限りではない
5. 中華民国国籍を回復した場合
6. 中華民国国籍を取得した場合
7. 自国籍のほかに中華民国国籍を有し、中華民国の国民の身分で出入国し、居留あるいは定住している場合
8. すでに外僑永久居留証を取得している場合
9. 国外退去処分を受けた場合



配偶者が亡くなった場合、不動産の相続権利はありますか？手続きは？

中華国民民法では、外国人配偶者も台湾人配偶者と同様に動産および不動産を相続する権利を持ちます。台湾人配偶者が不幸にして先立ってしまった場合、法に基づき財産の相続手続きを行う必要があります。同時に、法に基づき相続税を支払わなくてはなりません。但し、不動産を相続するには、外国人配偶者の出身国と台湾が不動産取得において平等互恵の関係にあることが条件となります。不動産を相続する場合、台湾人配偶者が亡くなって6か月以内に、その土地を管轄する地政事務所に、その旨を申請してください。これを1か月過ぎてから申請すると、登記料と同額の罰金を支払う必要が生じます。詳細は内政部地政司のウェブサイト (<https://www.land.moi.gov.tw/>) をご覧ください。



配偶者と死別、離別した場合、未成年の子に対する権利義務の行使や負担は？

民法では、未成年の子の権利と義務について、夫婦はこれを共同で行使あるいは負担すると規定しています。夫婦の一方がこの権利を行使できなくなった場合、他方がこれを行使します。よって、夫婦の一方が死亡した場合、その未成年の子に対する権利義務は、生存する一方が行使あるいは負担することになります。

民法の規定では、「夫婦が離婚したとき、未成年の子に対する権利義務の行使および負担につき、協議により一方又は双方が共同してこれを行うことができる」と規定されています。また、「協議が成立しないとき、裁判所が夫婦の一方または主務機関、社会福祉機構又はその他の利害関係者の請求又は職権によりこれを酌量して定めることができる」、「裁判所は裁判を行うとき、子の最良の利益を考慮し、ソーシャルワーカーの訪問視察報告を参考に、一切の状況を審査斟酌しなければならない」と明記されています。

この件について疑問がある場合は、民法 1055 条を参考にするか、あるいは巻末資料 6 の「新住民法律相談サービス窓口一覧表」を参考に問い合わせてください。



両親が台湾に来たい場合は？

外国人配偶者の両親は、台湾が海外に置く在外公館を訪れ、「探親」ビザ（親族・知人訪問を目的としたビザ）を申請してください。提出書類は以下のとおりです。

1. パスポートの原本と写し（関連のページ）
2. ビザ申請表 1 通（3 か月以内に撮影した 4x6cm の証明写真 2 枚を添付）

3. 親族関係を証明する書類の原本と写し（原本はその場で返却します。認証済みの中国語訳が必要な場合もあります）
 4. 台湾在住の親族の外僑居留証、永久居留証、または発行3か月以内の台湾の戸籍謄本の原本
 5. 婚姻登記証明書の写し
 6. 台湾に住む子のビザ、居留証、国民身分証等の写し
 7. 台湾に住む子の出産や産後ケアが目的の場合は、台湾の医療機関が発行した証明書類
 8. 台湾人配偶者による説明書。形式は不問ですが、海外の親族が台湾を訪問する理由や連絡先を明記し、国民身分証あるいはパスポートを添え、また直筆のサインがなければなりません。
 9. 台湾に住む関係者による身元保証が必要な場合もあります。
- 備考：申請者が外交部領務局のサイトからビザ申請保証書のフォームをダウンロードして必要事項を記入する場合、当該保証書が申請者の所属する企業、あるいは鄰長や里長の連帯保証を必要としていないかどうか、注意してご確認ください。





二、台湾の伝統と風習 (文化・生活編)

台湾の主要都市を知る.....	32
台湾の言語と信仰.....	34
多様なエスニックグループの共栄共存.....	34
台湾の風習と習慣.....	35



二、台湾の伝統風習

台湾は古来より「フォルモサ（麗しの島）」と呼ばれ、過ごしやすい気候です。また、安定した経済発展を遂げ、民主主義による政治が定着しています。

🏠 台湾の主要都市を知る

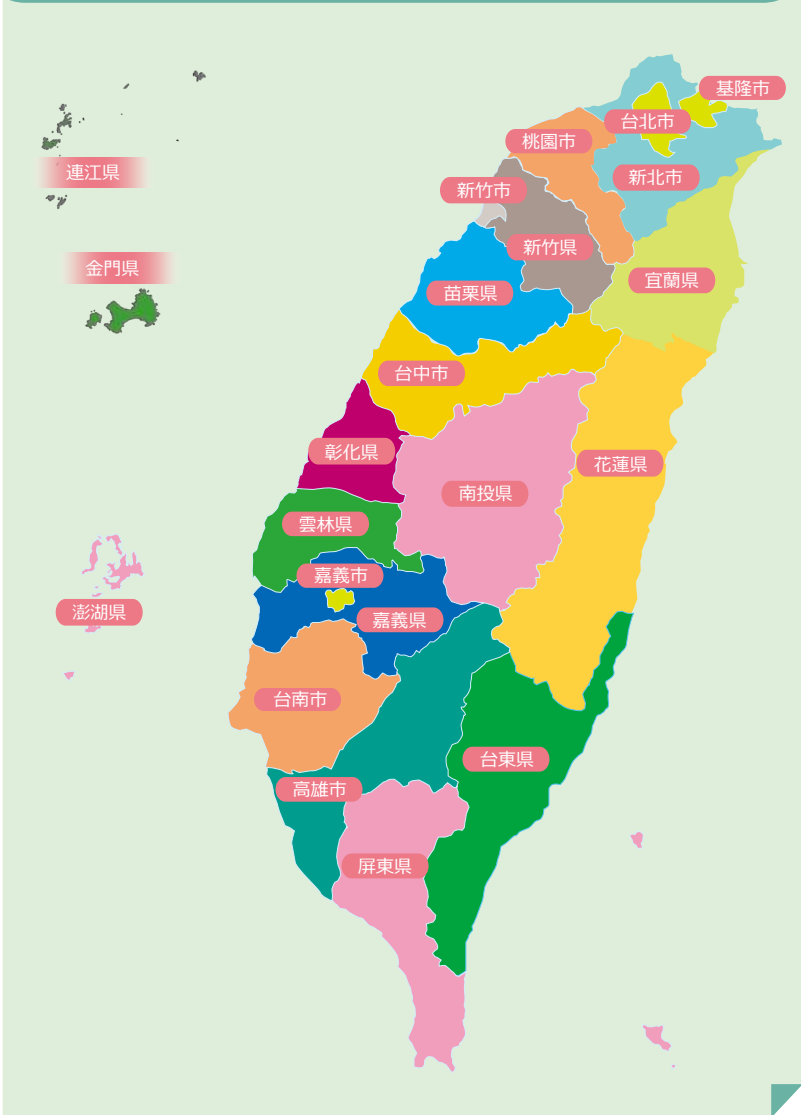
台湾の国土面積は約 36,000 平方キロメートル、総人口は約 2,357 万人に達します。周囲を取り巻く海洋による気候調整で、温暖で湿潤な気候が特徴となっています。夏は気温が高く、台風の影響を受けることがあります。冬は気温がやや低くなります。5月から9月までは雨季となります。10月から翌年4月まで、台湾北部は前線の影響を受けて雨が降りますが、雨量は少なく、中南部は乾季となります。

台湾にある主要な都市部は以下のとおりです。

- ▶ 台湾北部にある大台北地区は台湾最大の都市部です。政治、経済、文化の中心地で、縦横に張り巡らされた公共交通網は、台北市が誇るインフラ建設です。近年は「環境保護、科学技

?

私たちが住む自治体は台湾のどこにあるでしょう？



術の発展」を目標に掲げ、台北市をアジア太平洋地域で最も競争力を持つ、人々にとって過ごしやすい都市とすべく努力しています。

- ▶台湾本島の南端に位置する高雄市は、台湾第二の都市です。高雄港は市の南西端に位置する、台湾最大の国際ふ頭です。台北市に続き、台湾本島で2番目にメトロが敷設されました。
- ▶台湾中部に位置する台中市は、台湾第三の都市です。南北を結ぶ重要な位置にあります。生活機能が発達した商業都市でもあります。
- ▶台湾南西部に位置する台南市は、台湾で最も早くに開拓された、長い歴史を持つ古都です。多くの歴史文化遺産が集中しており、独特の風情を有しています。
- ▶台湾東部に位置する花蓮県は、美しい海岸線が特徴です。風光明媚な風景と豊かな文化は、花蓮独特の魅力の源です。

台湾の言語と信仰

台湾の言語には華語（標準中国語）、台湾語、客家語、各先住民族の言語などがあります。台湾では仏教、道教、キリスト教、カトリック、モルモン教、イスラム教、一貫道、統一教会、ヒンズー教など様々な宗教や民間信仰が存在しています。

多様なエスニックグループの共栄共存

台湾は過去より現在に至るまで、移民によって社会が構成されてきました。近年の分類としては、先住民族、ホーロー人（河洛人）、ハッカ人（客家人）、新住民などがあります。ホーロー人とハッカ人は数百年前に中国大陸から台湾に移り住んだ漢民族で、人口も非常に多く、台湾各地に住んでいます。先住民族は、台湾本島にもとから住んでいたオーストロネシア語族で、漢民族などが台湾に移住するより早くから台湾に居住していました。

台湾の風習と習慣

台湾において1年で最も重要な伝統行事とされるのが旧正月です。このほか、清明節、端午節、中秋節も重要な節句とされています。近年は重陽節も重視されるようになってきました。これらの節句になると家族全員が集まるのが台湾の習慣です。これは、家庭の人間関係を重視するという台湾の文化的特徴を表しています。各節句とその代表的な飲食については下記をご覧ください。

台湾の重要な伝統風習と行事

春節（= 旧正月）

時期：

旧暦 12月30日～1月5日

内容と意義：

春節とは旧暦の除夕（大晦日）から新年にかけての時期を指します。いつもは離れて暮らす家族が集まり、一家団らんを楽しみます。年末には大掃除をして正月用品を購入します。年越料理を食べ、お年玉を配ります。夜眠らず新年を迎えたり（「守歳」）、赤い紙に縁起のよい言葉を書いた「春聯」を貼り、神様やご先祖様を祀り、獅子舞をしたり爆竹を鳴らし、親戚や友人に新年の挨拶をするなどが、春節に良く見られる風習です。



元宵節

時期：

旧暦1月15日

内容と意義：

「燈節」、「小過年」、「上元」などとも呼びます。「花燈」と呼ばれる様々な形のランタンを鑑賞し、ランタンに書かれたナゾナゾを解くことに熱中します。元宵節に欠かせないのが、「元宵」と呼ばれる白玉団子です。その形状から家族「円満」の象徴とされています。



清明節

時期：

旧暦3月

内容と意義：

家運隆盛、子孫繁栄の象徴として祖先の墓参りをする日です。中華民国建国後は新暦4月5日が「民族掃墓節（墓参りの日）」と定められ、祖先を大切にする精神が受け継がれています。この時期によく食べるのは「潤餅」という食べ物です。



端午節

時期：

旧暦 5月5日

内容と意義：

端午節には邪気祓いの意味があります。雄黄酒をまき、菖蒲やヨモギを門に飾り、「香包」と呼ばれるにおい袋を掛けるなどの風習があります。国の行く末を憂いながら川に身を投げて死んだ古代中国の詩人、屈原をしのぶため、中華チマキを食べてドラゴンボートで競い合う風習も生まれました。



中元節

時期：

旧暦 7月15日

内容と意義：

台湾の中元節には無縁仏の霊を祀る「普渡」の儀式を行う風習があります。俗に「好兄弟」と呼ぶ無縁仏のほか、祖先の霊も祀ります。通常は鶏肉、カモ肉、魚などをお供え物として用意します。地域によっては「搶孤」や「放水燈」などのイベントが行われます。



中秋節

時期：

旧暦 8 月 15 日

内容と意義：

中秋節の神話伝説とえば「嫦娥奔月（じょうがほんげつ）」が有名です。満月は幸福や円満の象徴です。このため、家から離れて生活している人たちも、この日は家に戻って一家団らんと月見を楽しみます。中秋節の食べ物と言えは伝統菓子の月餅と果物のザボン（文旦）です。



重陽節

時期：

旧暦 9 月 9 日

内容と意義：

重陽節は別名を敬老節とも言います。年配者に敬意を払うため、重陽節当日は各地で敬老イベントが開催され、敬老の祝金が配られます。





三、婚姻と家庭（家庭編）

家庭を築く 40

家庭の運営と婚姻生活..... 41

次世代を育む 42

親子で学ぶ..... 43



三、婚姻と家庭

結婚とは、夫婦2人を結び付けるだけのものではありません。2つの家族を結び付けるものであり、ひいては2つの異なる文化の融合でもあります。それには、互いの理解、婚姻についての共通認識の確立、互いの家族の交流、家事の分担、夫婦間コミュニケーションと衝突、子の教育と意思疎通（共同育児）などがあります。

家庭を築く

もしあなたがロマンチックに、結婚すれば自然と幸福で楽しい生活を送ることができると考えているとしたら、今後の婚姻生活はおそらく驚きと理解不能なことの連続となるでしょう。結婚前の準備とは、決して十分なお金を貯めることや、婚礼の準備を進めることだけではありません。婚姻に対する互いの期待と想像を明確にさせておくことが何より重要です。独立し、成熟した人間となる準備をし、「わたしたち」の婚姻生活の青写真を描くことは、2人がうまく婚姻の幕開けを迎えるための助けとなるでしょう。

🏠 家庭の運営と婚姻生活

結婚とは往々にして、2人の個人的な結びつきであるだけでなく、2つの家族が同盟を結ぶことでもあります。幸せな婚姻にはさまざまな要素があります。例えば互いの価値観、良好な意思疎通、性的相性、適切な家計管理、適度な家事の分担などです。また、家族であっても互いを思いやり、相手の出身国（あるいは出身地）の特殊な社会背景や文化、生活スタイルを尊重しなければなりません。

1. 夫婦関係の構築

幸せな婚姻生活を送るにはさまざまな要素が必要です。良好な意思疎通とは「忍耐強く耳を傾ける、ゆっくり話す、話し合いを適宜止める」ことが基本原則です。対立がひどくなり、落ち着いて会話をすることが出来なくなった場合には「話し合いを適宜終了する」ことも、お互いに負の感情を落ち着かせるのに役立つでしょう。

現代社会において、「家事」は家族全員が担うものだという認識が持たれています。配偶者の一方に家事を行う意思があれば、そ



の婚姻生活における幸福感が増すという研究結果も得られています。相手が家事をしてくれたときは、機会を見つけて感謝の言葉を伝えたり、手伝ったりしましょう。相手が家事をすることを当然と考えたり、落ち度を責めたりしてはいけません。

2. 義父母、義兄弟、近所との付き合い

夫婦の角度から見ると、姻戚関係は内側から外側に広がるものです。おおかたは双方の両親、双方の兄弟姉妹、その他の血縁者や友人たちなどに分けることができます。自分とは違う家族に対しては、違った付き合い方が生まれるでしょう。しかし、変わらない原則は「自分の家族と他の家族を分け隔てしない」ということです。

配偶者がもしあなたの家族と衝突したとしたら、あなたは配偶者とあなたの家族の仲介役になる努力をしなければなりません。そして、双方が受け入れられる立場や解決方法を見つけ出す必要があります。「家和万事興（家和して万事成る。家庭が平和であれば、すべてのことがうまくいくという意味）」は華人社会が家庭に対して望むものです。また、地域住民と交流し、社会的ネットワークを構築することも必要です。

次世代を育む

1. 親になるための準備

結婚して夫婦となり、妊娠して出産し、子どもを育てることは、いずれも新婚カップルが必ず学習しなければならないものです。初めて親になる人たちは衛生福利部国民健康署が運営するサイト「健康九九 (<https://health99.hpa.gov.tw>)」を参照にしてください。夫婦はまず、子どもを持ったあとの生活についてよく話し合いましょう。例えば金銭、時間、労力、資源の運用といったことを話し合っておくことは、生まれた子どもの身心の発展に役立ちます。夫婦はいずれも、バランスのとれた食事を重視し、夜更かしを避

け、タバコやお酒、刺激の強い食べものなどを控えるべきです。そして出産後はどのように分担して赤ちゃんを世話するかを話し合みましょう。

2. 子の教育について

子の教育で最も重要なことは、教育に当たってどのような態度をとるかです。

- (1) 子の世話と教育は、夫婦二人が関わることです。父親であれ母親であれ、子育てにそそぐ心血はいずれも重大な影響を与えます。つまり「共同育児」が子どもの教育の第一歩なのです。配偶者には「子どもの教育において、あなたも私も同様に重要なのだ」ということを知ってもらわなければいけません。
- (2) 父親と母親の教育に対する態度と基準は一致したものでなくてはなりません。配偶者の教育に対する態度と行為は、言語と行動で支持すると共に、自ら手本を示さなければいけません。
- (3) 配偶者と子どもの教育方法を議論し、教育に関する意見の相違に向き合みましょう。そして、話し合いによって解決方法を見出してください。
- (4) 教育の過程で挫折を感じたり、どうしてよいか分からないことに突き当たったりするのは当然のことです。父親と母親は様々な組織が主催する育児に関するイベントに参加したり、あるいは育児や教育に関するサイト（例えばiCoparenting：和楽共親職）やSNS（例えば「和楽共親職」フェイスブックページ）などで子育てに関する知識や秘訣を学んだりすることができます。

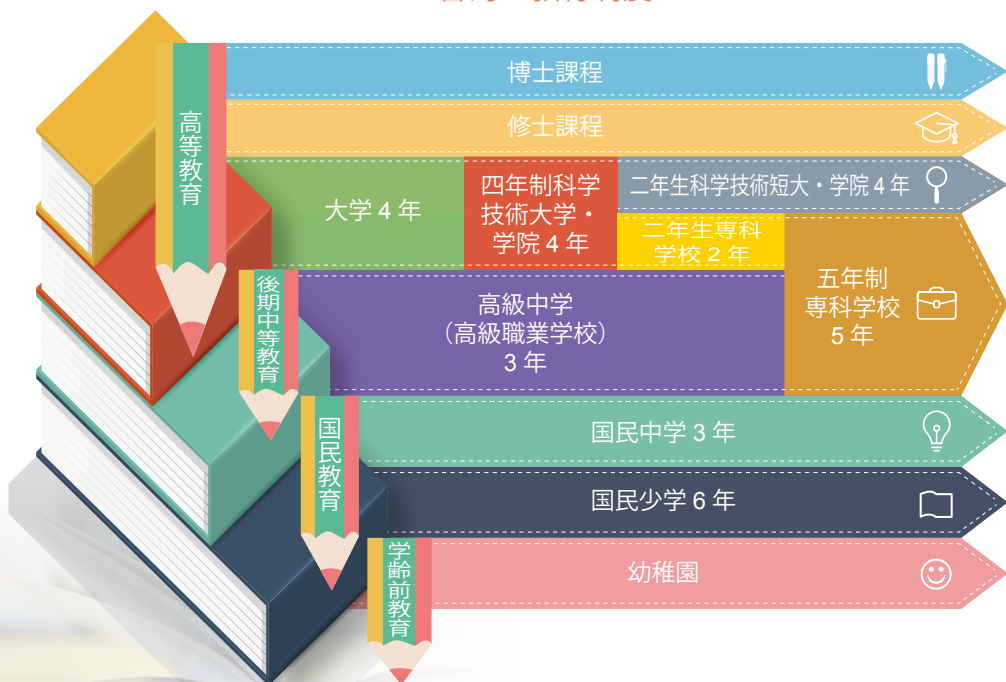
親子で学ぶ

「教育」は優秀な人材を育むための重要な手段です。台湾では6歳で国民小学（=小学校）に、12歳で国民中学（=中学校）に入って学びます。この段階は「義務教育」に属するため、国が学費を負担し、

児童・生徒たちに最良の教育資源を提供します。後期中等教育は高級中学 (=高校) と高級職業学校 (=専門高校) に分けることができます。高等教育も非常に普及しており、台湾には現在、大学・学院・専科学校と称する高等教育機関が 100 校余りあり、各分野の優秀な人材を育成しています。

子どもが学校教育を受けるようになると、両親は学校と緊密に連絡を取る必要があります。我々が言うところの「親師互動（教員と保護者の相互連絡）」というものです。子どもは周囲の影響を受けやすく、学校教育の子どもに対する影響力は絶大です。このため教員と保護者が緊密に連絡を取り合うことは、子どもがすんなりと学校生活に溶け込む助けとなります。新住民の家庭では、新住民の母語で書かれた図

台湾の教育制度



書や絵本を読んだり、母国の童謡を子どもたちに歌って聞かせたりして、母語を教えるのもいいでしょう。子どもたちに、父親あるいは母親が生まれ育った国の文化を知ってもらうことで、子どもとの距離を縮め、良い親子関係を築き上げることができます。ひいては子どもたちの国際的視野を広げることにもつながるでしょう。

?

自分の子の発育が同世代の子に比べて遅いときは？

政府は7歳以下の子どもを対象にした児童福祉サービスを無料で提供しています。医療機関、各郷・鎮・市・区などの健康サービスセンター（健康サービスセンター）、衛生所、各県・市の児童発達聯合評価中心、発達遅緩児童通報転介中心などに相談してください。十分な協力が得られるでしょう。







四、学び、社会に溶け込む (教育編)

新住民生活適応指導	48
新住民対象のクラス	49
学力検定	51
社会資源を上手に使う	51
新住民の消費保護	52



四、学び、社会に溶け込む

台湾に生活の拠点を置き、台湾で暮らすことになった外国人を台湾では「新住民」と呼びます。新住民が台湾で最初にぶつかる壁は言葉の問題です。しかし、新しい環境や、社会の決まりごとを知るためには「学び」が必要です。そこで、学んだり情報を得たりすることができる場がどこにあるかを知ることが必要です。

🏠 新住民生活適応指導

「言葉の壁」は、新住民にとって台湾生活での最大のチャレンジです。そこで、新住民の台湾生活の第一歩は、言葉を習得することです。政府は新住民の言葉の習得を非常に重視しており、各地方自治体や民間の団体では「新住民生活適応輔導班（クラス）」を開いています。



新住民生活適応輔導クラス：

- ▶ 言葉の学習
- ▶ 居留と定住
- ▶ 生活への適応
- ▶ 地方の民俗風情
- ▶ 仕事、衛生、教育
- ▶ 子の教育
- ▶ 基本的権利
- ▶ 身の安全



お役立ち情報（六）



新住民「生活適応輔導班」関連情報

★実施機関：各地方自治体の民政局（処）または各地方自治体の社会局（処）

★参加条件：台湾人と婚姻手続きをした新住民であれば誰でも無料で参加できます。

🏠 新住民対象のクラス

各地方自治体の教育局（処）、家庭教育中心、中学・小学補習学校、新住民学習中心、社区大学（地域の生涯学習の場）には、中国語学習、親としての教養、生活に実用的な知恵、家庭での教育・しつけ等、新住民を対象とした様々なクラスが用意されています。みなさんのお申込みをお待ちしています。

家庭教育関連ウェブサイトおよびサービス紹介

ウェブサイト				
サイト名	主な対象	主な内容	URL	
教育部 家庭教育網	全国民	各縣市家庭教育中心 および活動情報	https://moe.familyedu.moe.gov.tw	
3i 双方 向学 習サ イト	iLove 恋愛 地図	若い世代	友達作り、 結婚準備	https://ilove.moe.edu.tw
	iCoparenting 口ハスな共同 子育て	新米の親・ 幼児期の親	共同子育て	https://iCoparenting.moe.edu.tw
	iMyfamily 私の家族	家族全員	家庭共学	https://iMyfamily.moe.edu.tw
優質家庭教育 図書リスト	夫婦および 親	家庭共学	https://iMyfamily.moe.edu.tw	
教育部 ネットセキュリ ティー	保護者	子供の情報セキュリ ティ、利用指導	https://isafe.moe.edu.tw/parents/	
教育部 小中学生のための ネット知識および ネット理解	小中学生 と保護者	ネット利用能力	https://eteacher.edu.tw/Desktop.aspx	
教育部 網路守護天使軟体 (Network Guardian Angels, NGA)	保護者	ネット上有害情報フ ィルターソフト、不 適切なサイトをブ ロックする。家庭用 PC、ノート PC、スマ ートホン、タブレッ トで利用可	https://nga.moe.edu.tw/2016/	
家庭問題相談ホットライン				
412-8185 全国家庭教育 相談ホットライン	家族全員	親としての知識、親 子関係、婚姻関係、 その他家族関係等の 相談	受付時間： 月曜～土曜 午前 9:00～12:00 午後 14:00～17:00 月曜～金曜 夜間 18:00～21:00 携帯電話からは 02-412-8185	

学力検定

台湾で仕事をする上で、学力証明が必要となることがあります。そうした場合には、教育機関が実施する「自学進修学力鑑定考試」という試験を受け、学力証明を得ることができます。

お役立ち情報（七）

自学進修学力鑑定考試

★実施機関：

1. 専科学校－教育部技職司一科
電話：02-77365847
2. 高中（職）学校－教育部国民及学前教育署高中（職）組
電話：04-37061142
3. 小中学校－各直轄市の教育局、各地方自治体の教育処

★準備書類：

1. 居留証または中華民国のパスポート、身分証。
2. 卒業証書。
3. 2 インチ（約 5cm）の写真。
4. 「自学進修技術型高級中等学校卒業程度学力鑑定考試」を受ける場合には、丙級または乙級以上の技術士証書が必要。
5. 「専科学校自学進修学力鑑定考試」を受ける場合には、乙級以上の技術士証書が必要。

社会資源を上手に使う

台湾には数多くの民間が運営する社会福祉機関があります。各地域に、新住民のみなさんが台湾生活に溶け込むための助けとなる「新住民生活適応輔導班」があるほか、勉強会や、能力開発コース、教育講座、カルチャークラス、コミュニティーサービス等のさまざまなクラ

スが開講されています。以下に、主な民間団体の名称と電話番号を紹介します。こうした団体の名前を覚えておいて、もし、生活で何か困ったことや適応できないことなどがあったら、電話で相談してみましょう。

- ▶ 養珍珠基金会 (02)2504-8088
- ▶ 善牧基金会 (02)2381-5402
- ▶ 伊甸社会福祉基金会新移民家庭成長センター
(02)2558-0133 (02)2230-6670 内線 7205
- ▶ 中華民国基督教女青年会協会 (02)2314-0408
- ▶ 南洋台湾姐妹会
台北：(02)2921-0565 高雄：(07)6830738
- ▶ 台湾婦女展業協会 (02)2891-1870
- ▶ 台北市新移民婦女および家庭サービスセンター (02)25580133

新住民の消費保護

- ▶ 消費生活問題に関する相談や争いの申立て：

台湾で買い物に関する困った問題や争いの訴えについては、全国消費者サービスホットラインの 1950 に電話をしてみましょう。各地方自治体の消費者サービスセンターでは、専門的で親切なサービスを行っています。1950 ホットラインは有料で、市内通話料金がかかります。

- ▶ 詐欺被害に遭わないために：

内政部警政署は、165 詐欺防止ホットラインおよび専用のフェイスブックページを設け、詐欺にひっかからないための情報を提供しています。また、フェイスブックには「165 反詐騙宣導」というページがあります。





五、衣食住交通 どれも便利 (生活編)

台湾の食 豊富で多様	54
台湾の衣 快適で美しい.....	55
台湾の住 安全で便利	55
台湾の交通 速くて便利.....	56



五、衣食住交通 どれも便利

台湾の衣、食、住、交通は、いずれも現代化されていて便利です。

🏠 台湾の食 豊富で多様

台湾のくだものは種類も生産量も多く、「くだもの王国」と言われています。春夏秋冬、季節ごとに違うくだものが楽しめます。台湾では米が主食で、次いで麺類もよく食されます。台湾の食文化はとても多様で、食材は、伝統的な市場、スーパー、コンビニ、そしてデパートでも買い求めることができます。



「夜市（ナイトマーケット）」は台湾の食文化の特色の一つです。「小吃」と呼ばれる手軽に食べられる一品料理は、さまざまに変化しながら発展しました。それぞれの地方ならではの小吃は、台湾を代表する料理として発展し観光客にも大変人気です。

🏠 台湾の衣 快適で美しい

台湾の中南部は四季を通してあまり気温の差がありませんが、北部は夏暑く冬はかなり寒く感じます。服装はカジュアルなものが多く、動きやすく涼しい服装が基本です。ただし、冬はやはり防寒のために、暖かいコートやジャケットが必要です。春と秋がはっきりしないため、夏物や冬物でしのぎます。様々な文化が混在することから、決まった伝統的な服装や服飾文化というものはなく、生活スタイルもだいたい「カジュアル」です。

🏠 台湾の住 安全で便利

台湾の住宅様式はさまざまですが、地方の郊外でよく見られるのは二階建て以上の一戸建や平屋で、都市部はアパートや高層マンションが多く見られます。

もし、何か緊急事態や災害が起こったら「110（無料）」、火災のときや救急車を呼ぶときは「119（無料）」に連絡しましょう。



台湾の交通 速くて便利

台湾は、国内や国外へのアクセスが非常に便利です。

空の便：

国際線の発着空港は、台湾桃園国際機場、台北（松山）国際機場、台中国際機場、そして高雄国際機場があり、世界の143都市へとつながっています。国内線定期便は、航空会社4社が主要都市と離島を結んでいます。



バス：

台湾各地へは、台湾全島をカバーする中長距離バスと地域の路線バスが運行しています。また、バス会社ではバスのチャーターができます。



MRT（都市交通システム、メトロ）：

台北、桃園、高雄には MRT があります。台北 MRT には、文湖線、淡水信義線、松山新店線、中和新芦線、板南線の 5 路線があり、桃園 MRT は 1 路線で、台北市、新北市と桃園市の 3 つの直轄市を結び、台湾高速鉄道（台湾新幹線）、台湾鉄道（台鉄）、桃園国際機場（空港）に連絡しています。高雄 MRT には 2 路線あり、台湾高鉄、台湾鉄道、高雄国際機場（空港）に連絡しています。



台湾高速鉄道：

南港、台北、板橋、桃園、新竹、苗栗、台中、彰化、雲林、嘉義、台南、左営の 12 の駅を結び、台北から左営までを最速 94 分で運行しています。乗車に関する情報は、<https://www.thsrc.com.tw>、またはお客様サービスホットライン 4066-3000 へ。（苗栗：4266-3000；台東、金門：4666-3000；馬祖および携帯電話からは：02-4066-3000）



台鉄（台湾鐵路）：

台湾を一周している鉄道は本数が多く非常に便利です。乗車当日は、発車時刻の1時間前までの列車指定券を購入することができます。当日以外の切符は、乗車の2週間（14日）前から予約が開始されます。例えば、月曜日には翌週の月曜日の切符を予約できるということですが、金曜日だけは、翌週の金曜日とその翌日と翌々日の切符を予約購入することができます。（つまり、金曜日には、翌週の金、土、日の切符が買えます）。予約方法の電話問い合わせは（412-1111 または 412-6666 へ、そして 333 を押す）へ、またはウェブサイト上でも（<http://railway.hinet.net/>）チケットの予約ができます。



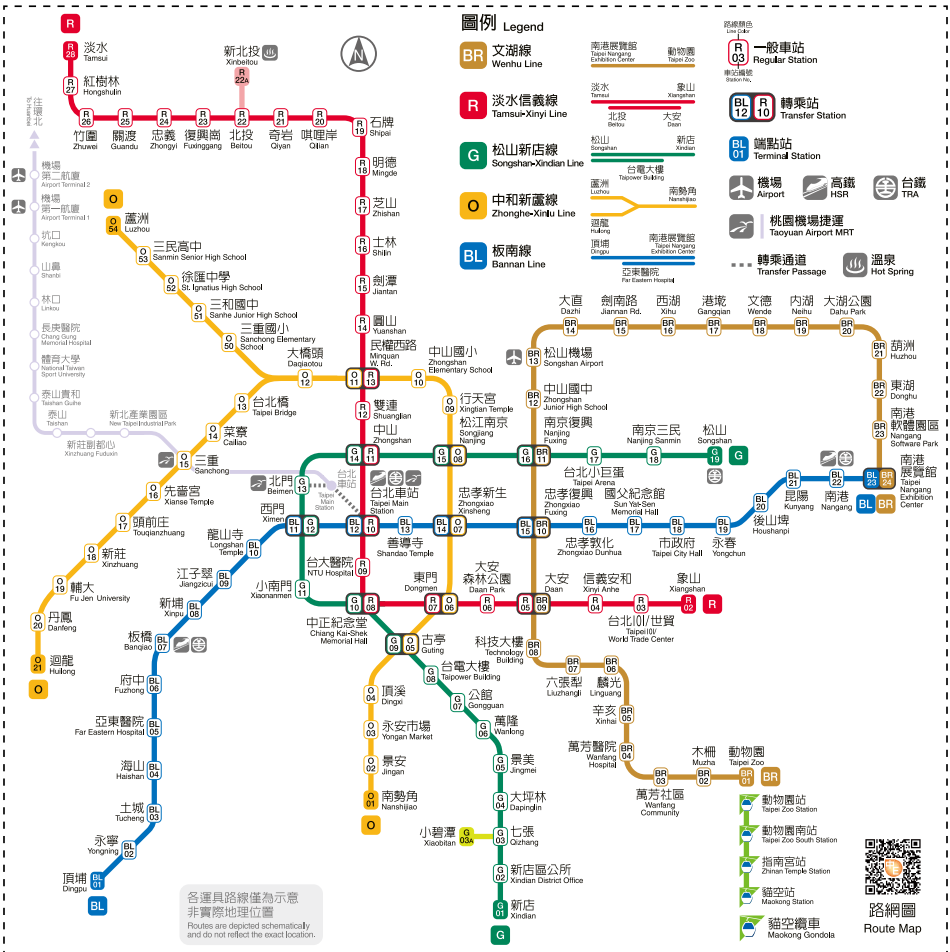
船：

基隆、台中、高雄、花蓮は客船が停泊する国際港です。台湾と各離島や金門、馬祖への交通手段は、飛行機が主で次が船です。





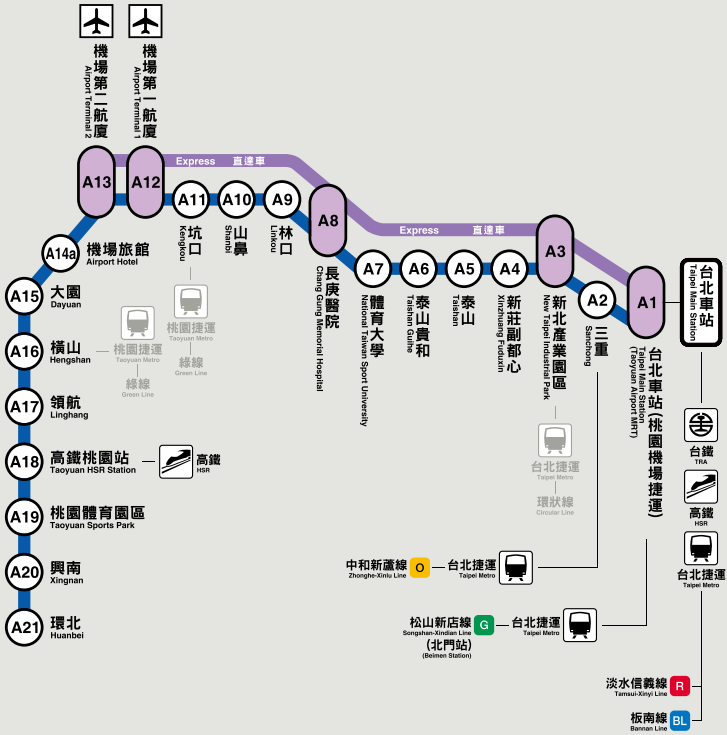
台北 MRT 路線図





桃園 MRT 路線圖

系統路網圖 Route Map



圖例 Legend

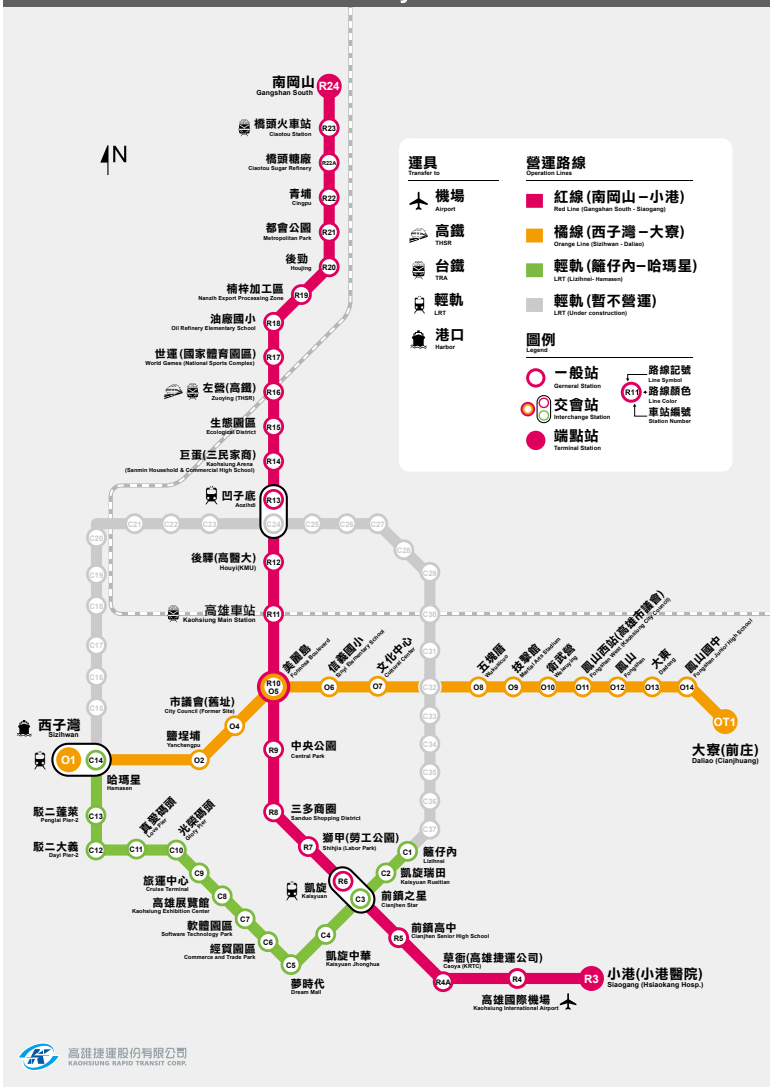
- | | |
|----------------------------------|---|
| 普通車
Commuter Train | 直達車
Express Train |
| 普通車停靠站
Commuter Train Station | 直達/普通車停靠站
Express/Commuter Train Station |



高雄 MRT 路線図

營運系統圖

KMRT System



運具	營運路線
✈️ 機場 Airport	紅線 (南岡山-小港) Red Line (Gangshan South - Xiaogang)
🚆 高鐵 THSR	橘線 (西子灣-大寮) Orange Line (Sizihwan - Daliao)
🚆 台鐵 TRA	綠線 (籓仔內-哈瑪星) LRT (Guanzhen - Hamastar)
🚆 輕軌 LRT	輕軌 (暫不營運) LRT (Under construction)
🚢 港口 Harbor	

圖例	說明
○	一般站 General Station
○	交會站 Interchange Station
○	端點站 Terminal Station
—	路線記號 Line Symbol
—	路線顏色 Line Color
—	車站編號 Station Number

初めて台湾に来たときは、特に以下の交通規則に注意しましょう。

- ▶ 台湾では車は右側通行なので、運転席は車の左側にあります。
- ▶ 運転手も歩行者も道路標識、道路標示、信号を守らなければなりません。また、交通整理の指示にも従わなければなりません。
- ▶ 車は右側通行なので、車道を横断する歩行者は、まず左を見て、それから右を見てから、道路を渡ってください。
- ▶ 無免許で車を運転してはいけません。運転者は中華民国政府が認めた運転免許証を携帯しなければなりません。
- ▶ 車の運転席および助手席、また小型車の後部座席の乗員は、シートベルトの着用が義務付けられています。四歳以下の子供はチャイルドシートを着用しなければなりません。バイクの運転者および同乗者は、ヘルメットの着用が義務付けられています。
- ▶ 車の運転時にはスピード違反をしてはいけません。雨や濃霧の場合は、スピードを落として走行しなければなりません。
- ▶ 車を運転するときは、前の車との間に、ブレーキをかけても止まれる車間距離を保たなければなりません。
- ▶ 山道での運転はスピードを落とし、下りはローギアに入れて運転してください。
- ▶ 車両を改造してはいけません。また、蛇行運転、あおり運転、追い越し等の危険な行為をしてはいけません。
- ▶ 飲酒運転をしてはいけません。
- ▶ 運転中に携帯電話、コンピューター、その他類似した機能がある装置を手を持って、電話をかけたり、データ通信をするなど、安全な運転を妨げる行為をしてはいけません。



自動車、バイクの運転免許試験の流れ

軽型機車 (50cc 以下のバイク)



免許試験手数料 / 250
免許交付手数料 / 200

試験の流れ

必要書類を準備
居留証または身分証
写真 2 枚

「駕照登記書」を取得

身体検査に合格

学科試験 (合格点 85)

実技試験 (合格点 70)

免許取得

普通重型機車
(50cc ~ 150cc 以下のバイク)



免許試験手数料 / 250
免許交付手数料 / 200

試験の流れ

必要書類を準備
居留証または身分証
写真 2 枚

「駕照登記書」を取得

身体検査に合格

学科試験 (合格点 85)

実技試験 (合格点 70)

路上試験 (合格点 70)

免許取得

普通乗用車



免許試験手数料 / 450
免許交付手数料 / 200

試験の流れ

必要書類を準備
居留証または身分証
写真 3 枚

「駕照登記書」を取得

身体検査と視野・夜
視力検査に合格

【台湾式仮免許を申請】

学科試験 (合格点 85)

実技試験 (合格点 70)

路上試験 (合格点 70)

免許取得

※学科試験、実技試験が不合格の場合は、7日後に再受験できます。

※身体検査および学科試験の成績は一年間有効。

※小型車普通免許の場合は、台湾式仮免許申請の3カ月後、または自動車教習所で講習を5週間受けた後、学科試験を受けることができます。

※自動車、バイクの免許を取得したことがなく、初めてバイクの免許を取得する場合は、バイクの安全講習を受けなければなりません。



運転免許(自動車・バイク)を取得するには？

実施機関：各公路監理所

取得条件：

- (1) 満 18 歳以上。
- (2) 6 カ月以上の停留または居留許可を得ている証明（書）。

申請手続き：

- (1) まず、公立病院、衛生機関、公路監理機関指定の病院、クリニック、または団体で身体検査と体能測驗（視野・夜視力検査）を受ける。（小型軽型（電動バイク/電動カート）、普通軽型（50cc 以下）、普通重型機車（50cc～150cc）の免許受験者は、体能測驗（視野・夜視力検査）は不要）

- (2) 書類審査→学科試験→路上試験→免許取得

準備書類：

- (1) 6 カ月以上の停留または居留許可を得ている証明（原本）。
- (2) 学習駕駛証（台湾仮運転免許証）（バイク免許には不要）または外国政府が発行した運転免許証、または国際運転免許証（期限切れ失効でも可）
- (3) 「普通汽（機）車駕駛執照登記書」一部（健康診断と体能測驗（視野・夜視力検査）に合格していること）
- (4) 申請前6 カ月以内に撮影した本人写真（光沢仕上げ・脱帽・正面）（身体検査、台湾の仮免許証と同じ様式の写真）。

免許証見本



?

運転免許取得の関連資料を入手するには？

交通部公路総局自動車・バイク運転免許学科試験の過去問題がダウンロードできます。「中华民国交通部公路总局」 (<https://www.thb.gov.tw/>) の「監理服務」／「学科試験題庫」からダウンロードしてください。または、以下の URL を入力してください。

(1) 自動車の過去問題：

https://www.thb.gov.tw/sites/ch/modules/download/download_list?node=30892007-f4d7-45f0-8a7e-863e7822fe5c&c=e94977a2-5a11-45ceb530-5ca55d709ed3

(2) バイク学科試験の過去問題：

https://www.thb.gov.tw/sites/ch/modules/download/download_list?node=cc318297-734e-42f0-9524-284801e7064d&c=63e0f1f5-4574-4545a6fe-987df50ee75f

(3) 自動車・バイク免許試験オンライン模擬テスト：

<https://www.mvdis.gov.tw/m3-simulator-driv/>



バイクの運転の際にはヘルメットをかぶりましょう



自動車に乗るときはシートベルトを締めましょう



バイク実技試験の一つ
(直線バランス走行)

交通標識を知ろう

				
警1 右カーブ	警2 左カーブ	警3 右つづら折り	警4 左つづら折り	警5 上り急勾配
				
警6 下り急勾配	警11 +形道路	警12 T形道路	警13 三叉路	警14 三叉路
				
警15 分かれ道	警16 分かれ道	警21 左側から 合流あり	警22 車線が分かれる	警23 信号機あり
				
警24 左回り ロータリー	警25 注意柵有り 踏切	警26 注意柵無し 踏切	警31 路面凸あり	警32 路面凹あり
				
警33 すべりやすい	警27 注意柵無し 踏切近し	警28 注意柵無し 踏切近し	警29 注意柵無し 踏切近し	警40 飛行機に注意

交通標識を知ろう

				
警43 埠頭、堤防 注意	警44 右側断崖 注意	警45 左側断崖 注意	警46 右側落石 注意	警46 左側落石 注意
				
警50 危険	禁10 自転車進入 禁止	禁17 右折禁止	禁18 左折禁止	禁23 追い越し 禁止
				
禁27 すれ違い 禁止	遵3 一時停止 チェックポイント	遵4 一時停止 チェックポイント (税関検査)	遵5 一時停止 チェックポイント (料金所)	遵6 一時停止 チェックポイント(トラ ック積載量測定)
				
遵18 右側通行	遵19 左側通行	遵20 二輪車および 非動力車 二段階左折	遵11 指定方向外 進行禁止 (直進のみ)	遵12 指定方向外 進行禁止 (右 折のみ)
				
遵13 指定方向外 進行禁止 (左折のみ)	遵14 指定方向外進 行禁止 (直進と右折のみ)	遵15 指定方向外進 行禁止 (直進と左折のみ)	指46 駐車場	指47 駐車場

交通標識を知ろう

 <p>指48 駐車場案内</p>	 <p>指49 障害者専用 駐車スペース</p>	 <p>指52 レッカー移動車 保管場所</p>	 <p>指53 MRT駅</p>	 <p>指54 歩道橋</p>
 <p>指55 地下歩道</p>	 <p>指61 飲食サービス</p>	 <p>指62 学校</p>	 <p>指63 病院</p>	 <p>指64 待避所</p>
 <p>指65 行き止まり</p>	 <p>指66 Uターン路</p>	 <p>指67 迂回路</p>	 <p>移動式 バリケード</p>	
 <p>固定型 バリケード</p>	 <p>コーン</p>	 <p>施5 通行止め</p>	 <p>施11 左側の道 通行止め</p>	
 <p>施12 左側の道 通行止め</p>	 <p>施13 中央の道 通行止め</p>	 <p>施14 中央の道 通行止め</p>	 <p>施15 中央の道 通行止め</p>	



六、台湾を楽しむ（レジャー編）

多角的ですばらしい 地域社会 70

気軽に出かける 休日のレジャー 71



六、台湾を楽しむ

休みのときに何をするかというのは、生活する上でとても大事なことです。充実した時間を過ごすことで、家族との絆を強めることができます。そこで、さまざまな情報を集めることが、家庭生活を送る上でたいへん重要なことになってきます。

🏠 多元的ですがばらしい 地域社会

地域社会における文化的な環境、公共施設、教育水準は、私達の生活の質に影響し、こどもの教育にも大きな影響を及ぼします。台湾の



市区町村には、充実した「社区活動中心（コミュニティー活動センター）」があり、休みの過ごし方に関する情報を提供したり、生活に関する学習講座、料理教室、カルチャー教室、親業教育クラス等のクラスを不定期に開講したりし、新住民が台湾各地の風習や習慣、文化的特色などを学べるようになっています。

🏠 気軽に出かける 休日のレジャー

台湾では、土曜日と日曜日が基本的に休みなので、家族と郊外へ出かけたり、大自然の美しい風景を鑑賞するなど、休んだり遊びにでかけたりする時間が充分にあります。日月潭湖面の風景、阿里山の登山列車や日の出、溪頭の原生林、花蓮の海岸など、台湾には美しい自然が豊富にあります。また、九份、鹿港、大甲、大溪等の田舎町に残っている昔ながらの街並みも、観光スポットとして近年人気です。

観光に関する情報は、台湾観光情報サイトをご参考ください。

<https://taiwan.net.tw/>



お役立ち情報（八）

海外からの帰国時に持ち込みが禁止されているもの。

★外国や中国から台湾に戻る際、持ち込みが禁止されている動植物およびその製品（以下の表を参考）を勝手に持ち込んではいけません。動植物およびその製品を持ち込む場合は、携帯品申告書に記入の上、入国時に赤色のラインに並び検疫を受けてください。違法に持ち込んだり、検疫の届出をしなかった場合は、罰金に処されたり、場合によっては法的処置を受けることもあります。

※検疫申告を要するもの。検疫に不合格のものは、持ち込みが不可、または持ち込み禁止。

種類	動植物	製品
動物	犬、猫、ウサギ等	1. 動物肉類（生、冷蔵、冷凍および調理済のもの。真空包装も含む） 2. 肉加工品（真空包装を含む） (1) ジャーキー、燻製肉、鳳爪（鶏足）等の乾燥肉または塩漬け肉類。 (2) 肉まん、貢丸（肉のすり身団子）、精肉の塊、肉鬆蛋捲（肉そぼろ入りエッグロール）、機肉食や弁当の肉等の餡入りの肉製品。 3. 未調理の玉子（製）品。 4. 動物のえさ：動物性の成分を含む犬猫のえさ、動物皮製のペット用噛むおもちゃ、その他、未調理の動物のえさ等。 5. 動物性成分を含む漢方薬材。
植物	1. 生きている昆虫や有害な生物。 2. 土や有害な生きた生物が付着している植物。 3. 持ち込みが禁止されている感染地域や感染地域を経由した植物。	1. 新鮮なくだもの。 2. 土。 3. 持ち込みが禁止されている感染地域や感染地域を経由した植物製品。

★旅客検疫規定に関する参考サイト（<https://www.baphiq.gov.tw>）「出入境旅客検疫注意事項」。

★行政院農委會動植物防疫檢疫局

代表電話：886-2-2343-1401 FAX：886-2-2332-2200



花蓮太魯閣（タロコ渓谷）



屏東鵝鑾鼻灯台



日月潭の風景



阿里山の日の出



玉山国家公園



陽明山国家公園



七、社会福祉と身の安全 (福祉編)

台湾の社会福祉の仕組み	76
ジェンダーの平等 相互尊重	80
身の安全	81



七、社会福祉と身の安全

新住民は自分で自分の健康や安全を守るという意識が必要です。もし、不幸にもDV（ドメスティックバイオレンス）や性的暴力を受けたり、家庭内で不慮の出来事が起こった場合は、すぐに地元の自治体に助けを求めましょう。

台湾の社会福祉の仕組み

台湾は福祉が充実しています。主なものとしては、病気の予防と治療、社会保険、福祉サービス、社会的支援の四つの面が挙げられます。

1. 病気の予防と治療

基本的な健康診断、子供の予防保健、妊婦健診と出産、婚前・妊娠期の検査等があります。健康診断は、病気の早期発見、早めの予防と治療につながり、不要な心配や損失を減らすことができます。

2. 社会保険

社会保険は保険制度の一つです。台湾の社会保険には、労工（労働者）保険、農民健康保険、学生団体保険、国民年金、そして全民（国

民)健康保険があり、病気、高齢や死亡により収入がなくなったことで医療をうけられず貧困に陥ることがないように生活の保障がなされています。その中で、全民健康保険は台湾において最も主要な社会保険です。外国人配偶者は台湾における居留が証明できる書類があり、台湾での居留日数が連続して6カ月に達した場合、または30日未満の出国が1回で、その出国日数を差し引いた実際の居住日数が合計して満6カ月に達した日から、全民健康保険に加入することができます。但し、雇用主がある場合は、上記6カ月の条件は適用されず、雇用された日から全民健康保険に入ることができます。

3. 福祉サービス

言葉ができないことが原因での新住民のコミュニケーション上の問題を解決するために、内政部では、「0800-024-111 外来人士在台生活諮詢服務熱線（外国人のための台湾生活相談サービスホットライン）」を設け、中国語、英語、日本語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語の7カ国語で無料電話相談を行っています。台湾生活への適応、教育文化、就職、医療衛生、身の安全、子供の教育、居留や定居に関する法令についての相談を受けています。台湾での生活で困ったことがあったり、コミュニケーションができず困ったら、この無料ホットラインへ電話してみましょう。

電話受付時間：



外国人のための台湾生活相談サービスホットライン

0800-024-111

- ★ 中国語、英語、日本語：24時間、無休。
- ★ ベトナム語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語：毎週月曜～金曜の午前9時～午後5時（国定休日や他の休日の電話相談はありません）

また、台湾の22の県や市には「新住民家庭服務中心（新住民家庭

サービスセンター）」（巻末資料4参照）が置かれ、新住民自身や家庭に合った必要なサービスを行っています。新住民関連の問題の相談、家庭に関する様々な問題の相談、社会福祉申請手続きのサポートを行っているほか、生活への適応をテーマとするクラス、カルチャークラスや生活関連技術習得クラス、親業教育講座、相互啓発グループ、多元文化活動等のさまざまなクラスや講座もあります。

4. 社会的支援

お役立ち情報（九）

★手軽に入手できる新住民関連情報

内政部移民署のウェブサイトには「新住民培力發展資詢網」が設置されています。このサイトは、新住民の生活指導、教育や学習、能力養成や就職、衛生や福祉、多元的な文化推進や新住民發展基金等をテーマとしており、様々な方面からの新住民関連に関する福祉や権利の情報が閲覧できます。

中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語での情報提供しています。（<https://ifi.immigration.gov.tw>）



★LINE登録して、新しい情報をすぐゲットしましょう。

1. QRコードで友だち追加

「友だち追加」>「QRコード」を選択して、このQRコードを読み取れば、LINEの友だちになれます。

2. 公式アカウントを探す

「公式アカウント」>「ホーム」ID「@ifitw」を探し、「追加」を選べば、友だち追加完了です。「公式アカウント」>「ホーム」から「新住民培力發展資詢網」を探して「追加」でもできます。



社会的支援では主に社会的弱者の家庭へのサポート、特殊な境遇の家庭、子供の生活補助、就学や生活補助、災害または医療救助等をサポートします。なかでも、特殊な境遇にある家庭への援助は、生活が苦しい新住民の家庭にとってたいへん大きな助けとなるものです。緊急生活援助、子供の生活手当、子供の教育補助、怪我や病気をしたときの医療補助、児童保育手当、訴訟補助や起業時のローン補助などを行います。



お役立ち情報（十）

家計や生活が苦しくなったら、各自治体の担当窓口にご相談しましょう。

★担当窓口：各自治体の社会局（巻末資料4参照）

★支援内容：緊急生活援助、子供の生活手当、子供の教育補助、けがや病気の医療補助、児童保育手当、訴訟補助や起業時のローン補助等。



精神的に困ったことや問題があるときの相談窓口は？

自治体の衛生局にある「**社区心理衛生中心（コミュニティ心理衛生センター）**」に連絡しましょう。専門家がカウンセリングをしてくれたり、いろいろ紹介してくれます。

行政院衛生福利部の「**安心ホットライン 0800-788-995**」でも、24時間、心や精神的な問題に関して専門的な相談ができます。



安心ホットライン

0800-788-995

ジェンダーの平等 相互尊重

行政院の性別平等処では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」に基づき、ジェンダーの平等や相互尊重という考え方を構築し、性的暴力を許さないという社会的意識を確立し、司法や調査を行う部署が女性や子供に関する案件を扱う際の性別に関する意識を高めようと務めています。この性別平等処の性別平等政策綱領には、「権力、意思決定と影響力」、「就業、経済と福祉利」、「教育、文化とメディア」、「身の安全と司法」、「健康、医療と介護」、「人口、婚姻と家庭」及「環境、能源と科技」の七つの核心的なテーマが定められており、安全で心配のない生活環境を作り上げるための施政措施が計画されています。性別に関する問題の申立ては、行政院性別平等会が設置している「性別平等申訴信箱（ジェンダーの平等申立メールボックス）」に送ってください。（<https://www.gec.ey.gov.tw>）

 身の安全

新住民は身の安全に関する問題に遭遇することが比較的好くあります。以下、DV、性的暴力、人身売買の3点について紹介します。

1. DV（ドメスティックバイオレンス）

DVとは、「家庭の構成員間で起こる、身体、精神、経済に対して行う嫌がらせ、支配、脅迫、その他身体に対する不法な侵害行為」のことを言います。ここでいう家庭とは、配偶者、元配偶者、現在または以前の同居人、親または兄弟等の家族、現在または以前の直系親族、姻戚関係にあった人、四親等以内の血縁親族または姻戚関係にあった人のことを指します。身体に対する不法な侵害行為とは、虐待、遺棄、人身売買、強迫、反社会的な職業や行為に従事するように誘惑する、親権の濫用、児童や少年を利用した犯罪、傷害、身体自由を妨げる、性的暴力…等のことを意味します。方法として、ムチで打つ、殴る、蹴る、拳で殴る、押す、引く、振り回す、引っ張る、つかむ、つねる、噛む、焼く、体を捻じ曲げる、髪の毛をつかんで引っ張る、喉を締める、道具をつかって攻撃する等が挙げられます。

精神的な不法侵害とは：

- (1) 言葉による虐待：言葉や口調により、脅迫や恐喝することで被害者を支配しようとする事です。わめく、ほえる、侮辱、皮肉、恫喝、威脅によって被害者やその親兄弟を傷つけたり、暴力を振るうことを公言すること。
- (2) 心理的虐待：盗聴、尾行、監視、無関心、蔑視、辱め、事実ではないことを指摘することで、被害者を追い込み、精神的苦痛を与えようとする不当な行為のこと。
- (3) 性的虐待：性または特殊な性的行為を強制したり、性的行為やアダルト動画、図画等を見るように迫ること。
- (4) 経済的な不法侵害とは、生活費を渡さない、家計を必要以上に支配する、保証人になるよう強制する、借金を強制するなどのプライドを傷つける行為のこと。

DV に遭ってしまったら、

- (1) 相手を刺激して火に油を注がないように、落ち着きを保ちましょう。
- (2) 自分を守りましょう。特に頭、顔、首、胸、腹部など大切な場所を守りましょう。
- (3) 大声で助けを呼びましょう。家族や友達に助けを求めましょう。
- (4) できるだけ速く現場を離れて、友達や家族やサポートセンターに助けを求めましょう。
- (5) 危険が迫っているときは、すぐに 110 番をして警察に知らせ、助けを求めて処理をしてもらいましょう。
- (6) すぐに病院へ行き、けがや傷の診断書をもらい、証拠として写真を撮っておきましょう。
- (7) 法的支援、けがの診断、緊急診療、心理療法、カウンセリング、一時保護が必要な場合は、113 の保護ホットラインに電話するか、各自治体の「家庭暴力・性侵害防治中心（家庭内暴力・性被害撲滅センター）」（巻末資料 7 参照）に連絡してサポートしてもらいましょう。

2. 性的暴行

性的暴行とは、男性または女性に対し、強制性交、脅迫、恐喝、催眠術、またはその他の意に反する方法で性行為を行うことを言います。深刻な性的暴行としては、性交、オーラルセックス、体外射精、性器の接触、わいせつ行為が挙げられます。もし、性的暴行を受けてしまったら、

- (1) 性的暴行を受けた証拠を残すために、被害に遭ったときに着ていた服を急いで洗ったり着替えたりしないで、そのまますぐに病院へ行って診察を受け、診断書をもらいましょう。

- (2) 警察に届けて助けを求めましょう。警官は病院に付き添い、詳しい検査、診断、証拠の収集を行います。
- (3) 調書の作成や質問を受けるときは、法定代理人、配偶者、直系または3親等内の傍系血族、親、ソーシャルワーカー等に付き添ってもらうこともできます。
- (4) 事情聴取で知り得た個人情報や関連文書の秘密は守られますので、安心してください。
- (5) 法的支援、診察、緊急診療、心理療法、カウンセリング、一時保護等が必要な場合は、113 保護ホットライン、または各自治体の「DV 及性的暴力防治中心」に連絡しサポートをしてもらいましょう。
- (6) 危険を感じたら、すぐに 110 番に通報して、警察に処理してもらいましょう。



DV や性的暴力に遭ってしまったら、どうやって助けを求めれば？

台湾の各自治体には「家庭暴力・性侵害防治中心（家庭内暴力・性被害撲滅センター）」が設置されており、新住民への法的サポート、緊急診療、心理療法、カウンセリング、一時保護等のサポートをしてくれます。もし、DV や性的暴力を受けたら、すぐに無料のホットライン「113 保護ホットライン」か各自治体の「DV 及性的暴力防治中心」に連絡し助けてもらいましょう。あるいは、直接「110 緊急救援電話」して警察に通報したり、衛生医療機関に助けを求めたり、裁判所に保護命令の申立てをしたり、提訴したりしましょう。



セクハラとは？セクハラに遭ったら、どうやって助けを求めれば？

セクハラとは、性的暴力犯罪以外の、人の意に反する性またはジェンダーに関する行為で、以下に挙げる中の一つに当てはまる場合を言います。(1) その行為に従うか断るかによって、仕事、教育、訓練、サービス、計画、活動に関する権益の条件を得たり失ったり、または損したりに関わるもの。(2) 文字、図画、音声、映像やその他の物を見せたり放映したり、あるいは差別や侮辱する言行、または他の方法で人格的な尊厳を害したり、怖い思いをさせたり敵意を感じさせたり嫌な思いをさせるような状況を作り出したり、仕事、教育、訓練、サービス、計画、活動または正常な生活を行うのに不当な影響を与えるもの。

被害を受けた人が警察に通報すると、警察は職権で処理を行うほか、詳しい記録を取り調査を行い証拠を保全します。また、被雇用者の仕事に影響するセクハラを行ったり、雇い主が被雇用者や求職者に対し雇用を交換条件にセクハラを行った場合には、「性別工作平等法」に依り、勤務先に置かれているセクハラ申立ての窓口に応じ立てることができます。

3. 人身売買

人身売買とは、強姦性交、脅迫、恐喝、拘束、監禁、薬物、催眠術、詐欺、故意に重要情報を隠す、不当な債務での支配、重要書類を取り上げる、または、できない、知らない、助けを求めにくいといった状態を利用し、または本人が望まない方法で、国内、国外の人を募集、売買、人質に取る、運ぶ、引き渡す、貰い受ける、隠匿する、隠す、媒介する、收容すること、または、こうした方法で売春や、労働と報酬が著しく釣り合わない仕事をさせたり、臓器を摘出すること。若しくは18歳未満の人を売春、労働と報酬が著しく釣り合わない仕事に従事させたり、臓器を摘出するために、18歳未満の人を募集、売買、人質に取る、運ぶ、引き渡す、貰い受ける、隠匿する、隠す、媒介す

る、收容すること。あるいは、18歳未満の人に売春、労働と報酬が明らかに釣り合わない仕事をさせたり臓器を摘出することを、人身売買と言います。

人身売買犯罪集団が常用する手段として、仕事を確約する、教育や結婚の世話をする、パスポートを無料で取得する、観光ビザを取得する、工作許可証（労働許可証）の取得を手配する、出入国の送迎するなどと言い、騙すことがよくあります。

人身売買の被害の対象となる人は、年齢、性別を問いません。女性かもしれませんし、子供、あるいは大人の男性かもしれません。ですから、一人ひとりが「賢明に判断し、すぐに助けを求める」という警戒意識を高めることを心がける必要があります。人身売買の加害者は、見知らぬ人とは限りません。よく知っている友達、近所の人、親戚かもしれませんし、組織や個人かもしれません。

ですから、

- ▶ 書類にサインをする前に、必ず内容をよく理解してください。
- ▶ 自分のパスポートや飛行機のチケットは自分で保管してください。
- ▶ 家族の電話番号をいつも持っていてください。そして、無料で助けを求められる電話番号も覚えておいてください。110番は無料で助けが求められます。人身売買に関する通報ホットラインは02-2388-3095/1955は労働部の申立てホットラインに繋がります。
- ▶ 被害を受けないように、自分の身の安全を確保しましょう。





人身売買の被害者を見抜くには？

話をしている相手が人身売買の被害者かもしれないと思ったら、本人と一緒にいる配偶者や家族、雇い主は、人身売買業者の仮の姿かもしれないので、彼らから離れたところで、以下の質問を試みましょう。

1. 出ていこうとかやめようとした時に、脅されたり怪我をさせられたことはありませんか。
2. 仕事や住んでいるところの条件はどうですか。
3. どんなところで食事をしたり寝ていますか。
4. 食事の時、寝る時、お手洗いにいく時、見張られていませんか。
5. ドアや窓に鍵がかかっていませんか。
6. 家族が脅かされたり、したくないことを脅迫されていませんか。

緊急救援ホットライン **110**

労働部 **1955**

02-2388-3095





八、全民健康保険で健康に (保健編)

全民健康保険で 心配無用	88
妊婦の定期健診	92
自分の身体を守る HIV 感染予防	93
乳幼児の予防接種.....	93
成人の予防接種	94



八、全民健康保険で健康に

国民皆保険制度の「全民健康保険」は、台湾でもっとも重要な社会保険です。同保険の目的は、すべての国民の心身の健康と生活の質を向上させることです。加入の条件やサービスの内容はすべて、台湾で暮らす外国人配偶者の健康と密接に関連してきます。

全民健康保険で 心配無用

「全民健康保険」は台湾のもっとも主要な社会保険です。外国人配偶者は法に基づき台湾で全民健康保険に加入することができます。外国人配偶者の加入申請の方法と、サービスの内容は以下のとおりです。

1. 加入の条件

台湾での居留を証明できる文書を持ち、台湾での居住期間が連続で満6カ月、または1回の出国期間が30日未満で出国日数を差し引いた居住期間が6カ月に達した日から、全民健康保険に加入しなければなりません。ただし、雇用主に雇用されている被雇用者は、上記6カ月の条件は適用されず、被雇用の日から加入しなければなりません。

2. 申請の流れ

全民健康保険の加入条件に該当する外国人は、外僑居留証の写しを添えて以下のような手続きをする必要があります。

- ▶ 雇用主のいる被雇用者は、所属先で加入手続きをすること。
- ▶ 就業していない外国人配偶者は台湾での居住期間が連続で満6カ月、または1回の出国期間が30日未満で出国日数を差し引いた居住期間が6カ月に達した日から、配偶者に準じて加入する必要があります。
- ▶ 就業しておらず親族としての加入条件に合致しない外国人は、台湾での居住期間が連続で満6カ月、または1回の出国期間が30日未満で出国日数を差し引いた居住期間が6カ月に達した日から、居留を証明する文書の写しを持って居住地の郷（鎮、市、区）公所（自治体の役所）で加入手続きをすること。



お役立ち情報（十一）



全民健康保険に加入した外国人配偶者が妊娠した場合、病院や診療所に直接赴いて定期健診を受けることができます。全民健康保険に未加入の人は、近くの郷・鎮・市・区の衛生所（保健所）で妊婦健診補助書の発行を申請することができます。一回の妊娠につき10回まで補助が受けられます。2015年1月1日から「医事サービス機構弁理予防保健サービス注意事項」の台湾人妊婦健診の補助基準に基づいて取り扱うこととなっています。

★保険未加入の妊婦健診補助書の申請に必要な文書

1. 「戸口名簿」の原本。
2. 居留証またはパスポートの原本などの証明文書。

★妊婦健診補助申請の流れ：

1. 必要文書をそろえます。
2. 衛生所（保健所）職員が確認し、妊婦健診個人記録表を発行し、診察の証明とします。
3. 妊婦健診個人記録表と妊婦健康手帳を持って本人が医療機関で妊婦健診を受けると、医療機関を通じて費用が減免されます。





子宮頸がん検査（パップテスト）とは？どこで受けられますか？

性交渉の経験のある女性は3年に一度の子宮頸がん検査（パップテスト）が推奨されています。政府は30歳以上の女性に対し、保健予防サービスとして毎年一回の子宮頸がん検査（パップテスト）を提供しています。

1. サービス提供機関：健保特約の産婦人科または家庭医療を提供する診療所や病院。
2. 必要なもの：健康保険証と身分証明証。
3. 注意：検査の前日には浴槽で入浴しないこと。膣を水中に沈めたり、避妊座薬を使ったりしないこと。前夜の性交渉は避けること。また、月経の期間は避けること。



自分に合った避妊法を選ぶには？

避妊法はどれを選ぶにしても、医師と相談して自分に合った方法を選ぶことが大事です。よく使われるものに以下の方法があります。

1. 子宮内避妊器具：IUD、リップスリング、銅付加T字型、マルチロードなどの器具を子宮内に装着します。産後は満6週間後から装着でき、避妊効果は95%以上。
2. 経口避妊薬：ホルモン剤の一種で、使用ガイドラインののっとり服用します。避妊効果はほぼ99%以上。
3. コンドーム：毎回の性行為の最初から最後まで正しく使用した場合、避妊効果は90%以上。
4. 卵管結紮、精管結紮：今後妊娠を望まない人のための永久避妊で、避妊効果はほぼ100%。

3. 全民健康保険の適用サービス

保険の対象について、疾病や傷病、出産時の事故において、外来診察や入院診療が受けられます。ただし、医療関連規定にのっとって医療を受け、費用の一部を負担する必要があります。

4. 「健康保険証」を忘れずに

診察を受けたり薬をもらったり、検査をしたり、いかなるときも「健康保険証」を持参し、入り口に「全民健康保険」マークのある診療所や病院に行くと、健康保険を適用されます。各診療所や病院が定める基本診療費と健康保険適用の一部負担金の規定に従って費用を支払います。

事情により健康保険証を持参しなかった場合、医療費のすべてはいったん自己負担となります。10日以内（休日を含まない）に健康保険証を持参して診療を受けた医療機関に行けば、負担するべき一部負担金を除き返金されます。

🏠 妊婦の定期健診

妊娠後は健康的な生活のリズムを保ち、適量の栄養を摂取し、定期的に妊婦健診を受け、胎児の発育状況を把握することは、妊娠期における大事な仕事です。

全民健康保険証の見本



自分の身体を守る HIV 感染予防

エイズウイルス（HIV）感染は性別や性的指向を問わず起こります。エイズウイルス（HIV）感染を予防する最良の方法は、複数の性的パートナーを持たないことを原則に、そのパートナーに性行為の最初から最後までコンドームを正確に使用するよう促すことです。性交渉の経験のある人は、まずはHIV検査を受けてみることをおすすめします。各地方自治体の衛生局（所）が無料で検査を受けられる手段を提供しています。また、全国の44の医療機関で匿名の検査サービスを無料で提供しています。早期の診断で早期の治療が可能になります。

妊娠時は全民健康保険に加入しているかどうかを問わず、政府は無料で妊婦のためのHIV検査を提供しています。妊娠初期の4カ月内の妊婦健診時に必ずHIV検査を受け、胎児への感染を防ぎましょう。また、HIVに感染した妊婦には無料の薬物治療を提供し、定期的に追跡評価を行い、その人に合った出産方法を選び、子供のため予防治療や母乳代替品を選ぶなどします。詳しい情報は直接、各自治体の衛生局に問い合わせるか、衛生福利部疾病管制署のウェブサイト（<https://www.cdc.gov.tw>）または無料防疫ホットライン1922（または0800-001922）にアクセスしてください。

「ヒト免疫不全ウイルスの感染予防および感染者の権益保障條例」に基づき、中国大陸出身の配偶者がHIVに感染した場合、HIV指定病院で治療と定期健診を受ける必要があります。服薬の開始から2年以内の医療費は、疾病管制署の助成が受けられます。以降は健康保険の適用があり、一部は疾病管制署から支給されます。

乳幼児の予防接種

1. 二か国を行き来する子供の予防接種について

子供が二か国に居住したり行き来する場合、それぞれの国の予防接種やスケジュールは現地の疾病の流行状況や特殊な要素によって多少異なります。それぞれの予防接種の項目やスケジュールなど現地の情

報を把握し、規定にのっとり各予防接種を受けてください。台湾に戻り、海外で受けた予防接種について、次の接種が必要な場合、最初の予防接種の記録を各地の衛生所（室）や各自治体の予防接種契約医療機関に示し、接種を完了させてください。

2. 予防接種記録の保存と再発行

出生後の乳幼児が各ワクチンを接種した日や医療機関などの資料は、「予防接種時程及記録表」に記録するよう一本化されています（児童健康手帳に収録）ので永久保存してください。医療従事者の参考や、その後の健康に関する情報を調べる際に必要となります。幼稚園と小学校に新入学（園）する場合、この写しを提出しなければなりません。園・学校の保健担当がチェックし、接種していないものがあれば、追加接種を受ける手配をしてください。海外での就学、就業、移住などにおいてもこの接種証明をチェックするよう求められます。幼児の接種記録を紛失した場合、接種したところで再発行を申請します。別々の場所で接種した場合は、戸籍所在地の衛生所でデータがコンピュータに登録されているかを問い合わせ（通常は衛生所や衛生担当部局の契約医療機関は接種情報を戸籍地の衛生所に報告します）た上、一律衛生所で再発行を受けます。

成人の予防接種

外国人が居住または定住にあたって行う健康診断の証明は、はしかや風疹の抗体陽性検査のレポートまたは予防接種の証明が必要です。疾病管制署は現在、15～49歳の出産適齢女性の外国人配偶者について、台湾での居住／定住の手続きを行うまたはすでに居住／定住している場合、風疹の抗体陰性者について、各地の衛生所で無料のMMR（はしか、おたふく、風疹）ワクチンの予防接種が受けられます。

妊娠した女性が風疹の抗体を持っていないことが検査で分かった場合、風疹の流行地域に行くのは避け、出産後すみやかに抗体陰性証明

を持って、近くの各衛生所（台北市は市立聯合医院と 12 区の附属外来）または契約医療機関で MMR ワクチンの接種を受け、自分と新生児、次に生まれてくる胎児の健康を守りましょう。

?

乳房 X 線検査(マンモグラフィ)とは？ 公的補助はどこで検査できる？

乳房 X 線検査（マンモグラフィ）は低線量の放射線の X 線により乳房を診断する技術です。石灰化した部分や腫瘍を検知し、自覚症状のないステージ 0 の乳がんを発見することができる、現時点で最も有効な手段です。海外の研究によれば、50 歳以上の女性が定期的にマンモグラフィを受けることで、乳がん死亡率を 20～30% 下げることができるという結果もあります。

以下の女性は 2 年に 1 度、マンモグラフィ費用の助成が受けられます

1. 40～44 歳で二親等内の親族に乳がんり患者がいる（二親等とは父方および母方の祖母、母親、娘、姉妹を指します）。
2. 45～69 歳。健康保険証と身分証を持ってマンモグラフィ認証のある医療機関で検査を受けてください。該当の医療機関は国民健康署ウェブサイト（<https://www.hpa.gov.tw>）で調べるか地元の衛生局 / 所に問い合わせてください。





お役立ち情報（十二）



健康に関するお問い合わせは各郷・鎮・市・区の健康サービスセンター（健康サービスセンター）、衛生所（保健所）まで。以下のサービスを提供しています。

1. 健康診断や健康相談
2. 各種の保健知識教育や講座
3. 避妊や妊婦健診に関する相談
4. 乳児と幼児の各種検査





九、いきいき働く（仕事編）

仕事の場を持ち 夢を実現.....98

しっかり情報を把握 先手を打つ.....100



九、いきいき働く

台湾の政府は個人が能力を伸ばすことを重視しています。就業サービスから職業訓練、技能検定、起業まで、それぞれのキャリアプランについて一連のサービスがあります。

🏠 仕事の場を持ち 夢を実現

経済が発展した台湾には、さまざまな就業や起業のチャンスがあります。外国人配偶者は居住、永住、定住が許可されれば、国民身分証を保持しなくても、工作許可証（就業許可証）の申請なしに、台湾で仕事をすることができます。



外国人配偶者が仕事を探す場合、有効な外僑居留証または外僑永久居留証を持参して公的な就業サービス機関へ行けば、さまざまな就業サービスが受けられます。求職登録や、就業問い合わせ、就業紹介、面接の付き添い、雇用主との交渉といったサービスがあります。外国人配偶者はまた、労働部労働力発展署の台湾就業通サービスセンターの無料相談ホットライン：0800-777-888 に電話すれば、24 時間担当者のサービスが受けられます。また労働部労働力発展署台湾就業通ウェブサイト（URL：https://www.taiwanjobs.gov.tw）でも求職情報が調べられます。

労働部労働力発展署台湾就業通サービスセンター
無料相談ホットライン：



0800-777-888

台湾就業通ウェブサイト（URL：https://www.taiwanjobs.gov.tw）

?

台湾で働くのに、就業許可証の申請が必要？

中華民国の国内に戸籍を設けている国民と婚姻関係にある外国人配偶者は、居留許可を受けていれば、国民身分証を保持しなくても、就業許可の申請なしに、国内で就業することができます。

外国人配偶者が求職する、または雇用される場合、「就業服務法（就業サービス法）」と「性別工作平等法（男女雇用機会均等法）」の保障を受けられます。募集、試験、採用、配属、配置、業績評価、昇進・異動、賃金支払、定年退職、離職のいずれにおいても、外国人配偶者を理由に差別的な待遇や職業差別を受けることは許されません。また、外国人配偶者が結婚、妊娠、出産、育児を理由に解雇されることも許されていません。

雇用主は法令に基づき外国人配偶者の労工保険、就業保険、全民健康保険に加入しなければなりません。労働基準法が適用される事業所に雇用された場合、雇用主が支払う賃金は基本工資（最低賃金）【現行の基本工資は月額新台幣ドル 22,000 元、時給 140 元。2019 年 1 月 1 日より月額 23,100 元、時給 150 元に引き上げ】を下回ってはなりません。

各公立の就業サービス機関が提供する就業サービスは以下のとおり：

- ▶ 求職登録、就業相談、職業訓練相談、個別管理就業サービスの提供。
- ▶ 最新の就業機会と職業訓練の関連情報を提供。
- ▶ 面接付き添いと雇用主との交渉サービス。
- ▶ 臨時手当、職場学習、再就職計画や、短期就業機会の提供。
- ▶ 雇用主への広報・指導を強化し、外国人配偶者の就業の障害を取り除き、雇用主の雇用意欲を高める。
- ▶ 外国人配偶者がその他の需要がある場合、他の社会福祉団体や衛生医療機関を紹介する。

しっかり情報を把握 先手を打つ

失業した外国人配偶者は労働部労働力発展署が設置する機関が行う職業訓練や、県・市が行う職業訓練に無料で参加し、技術を身につけ、就業に役立つ技能を向上させることができます。職業訓練は美容、理髪、調理、コンピュータ文書管理、保育、ケアサービス、家事ヘルパーなどの職種があります。「促進新住民就業補助作業要点」に合致する者は、職業訓練手当の申請もできます。各訓練課程は公立の就業サービス機関に問い合わせ、または労働部労働力発展署「台湾就業通」ウェブサイトで調べることができます。



労働部労働力発展署台湾就業通

URL: <https://www.taiwanjobs.gov.tw>

外国人配偶者が資格試験を受ける場合は居留証を保持していることが必要です。このほか提供「保母人員（保育士）」、「照顧服務員（介護福祉士）」、「美容」、「女子美髪」、「中華料理（一般、ベジタリアン）」、「ベーカリー（パン、ケーキ）」など6つの職種の丙級（または単一級）の試験問題口頭朗読のサービスも提供しています。技能検定の関連情報は、各年度の要項を参照するか、または労働部労働力発展署技能検定センターにお問い合わせください。



労働部労働力発展署技能検定センター：

<https://www.wdasec.gov.tw>



就業で差別を受けたらどこに相談すれば？

新住民の就業について疑問のある場合、公立の就業サービス機関に支援を求めることができます。このほか、新住民は雇用主が「労働基準法」や「就業服務法」、「性別工作平等法」に違反していることに気付いた場合、地方自治体の労働管轄部局（直轄市または県・市の労工処・局、社会処・局）に通報または告発してください。主務機関が法にのっとり調査し、確認できた場合は法令に基づき罰せられます。



お役立ち情報（十三）



台湾には以下のように就業に関する情報が得られるところがたくさんありますので、どんどん利用してください。

- ★窓口：各地の公立就業中心（就業センター）または就業服務站（就業サービスステーション）、私立の就業サービス機関。
- ★インターネット：台湾就業通ウェブサイト（URL：<https://www.taiwanjobs.gov.tw>）、各県市のウェブサイトの求人広告、民間人材バンクのウェブサイト。



十、財産と相続（資産と税編）

適切な資産運用 暮らしも仕事も安心..... 104

きちんと相続 台湾に根を下ろす 108



十、財産と相続

一生懸命働いて得た収入はどのようにすればいいでしょうか？一歩ずつ「小富人（ゆとりのある人）」になるとともに、「誠実な納税者」になることはあらゆる市民の義務であることをお忘れなく！

🏠 適切な資産運用 暮らしも仕事も安心

家庭の収入と支出を効率的に把握することは、幸せな家庭生活の基礎です。台湾では銀行預金や各種有価証券の購入など、さまざまな投資手段を使って資産運用に取り組むことができます。台湾において個人が資産運用や投資で得た営利所得や利子所得は、所得税の規定に基づき総合所得税が課されます。

1. 銀行・郵便局での口座開設とクレジットカードの申請

給与や会社の営業収入の管理を容易にするため、各事業所ではどこでも「銀行または郵便局口座」を通じて給与を支給しています。このため、一般の人々は銀行または郵便局で給与振込口座を開設すること

が必要です。新住民は台湾の銀行または郵便局で自分名義の口座を開設することができます。必要な証明書類や手続きは以下のとおりです。

(1) 銀行

◎証明書類：

- ▶ 証明文書（2種以上）：国民身分証または居留証を持っている人も、これに加えて健康保険証、パスポート、運転免許証、学生証など本人確認のできる身分証明書類が必要です。
- ▶ 印鑑。
- ▶ 口座開設金。

◎手続き：

銀行での口座開設は、サービスカウンターで直接問い合わせても構いません。同時に証明書類を提示すれば、サービス担当者が口座開設手続きをサポートしてくれます。主な手続きは以下のとおり。

- ▶ 口座開設に必要な情報を記入。戸籍やそれぞれの情報は証明書と合致している必要があります。
- ▶ 口座開設の預け入れ金額を決めます。
- ▶ 顧客の権益を守るため、窓口担当者が資料としてその場で証明写真を撮影します。
- ▶ 窓口担当者が自動預払機（ATM）で現金の引き出せる「金融卡（キャッシュカード）」が必要かどうか尋ねます。
- ▶ 口座開設が完了すると通帳とキャッシュカードを受け取ります。すぐにATMでパスワードを変更し、秘密性を守りましょう。

銀行の口座開設の流れ

サービスカウンター ・ 口座開設に必要な情報を記入



窓口 ・ 証明書を提示 ・ 現金を預け入れる



窓口 ・ 本人証明写真を撮影



窓口 ・ キャッシュカードを作る



窓口 ・ 通帳とキャッシュカードを受領



自動預払機 (ATM) ・ パスワード変更
・ 通帳とキャッシュカードを適切に保管



- ▶ 現在、銀行では預け入れ、引き出し、振り込み、支払い（税・公共料金など）、パスワード変更、残高確認といった一般の機能付きのキャッシュカード、またはさらに別機能のついたキャッシュカードを提供しています。他にクレジットカードや海外引き出しなどの機能が必要な場合、それぞれの契約が別に必要となります。

(2) 郵便局

◎証明書類：

- ▶ 「パスポート」と「中華民国統一證号基資表（無戸籍または外国人である人が中華民国で登録していることを証明する文書）」、または「居留証」および2つ目の身分証（健康保険証、戸口名簿、戸籍謄本、パスポートなど）。
- ▶ 印鑑（印影を登録します）。
- ▶ 口座開設の金額（新台幣ドル10元以上）。
- ▶ 本人の届け出が必要です。

◎申請手続き：

- ▶ 口座開設申込契約書となる「郵政存簿儲金立帳申請書」と開戸約定書、入金伝票に記入し、上記の証明書類とともに任意の郵便局で手続きする。

◎注意事項：

- ▶ 中国語か英語でコミュニケーションできない場合は、第三者の付き添いが必要です。同第三者は国民身分証を提示し、その写しを郵便局で保管します。



2. 個人総合所得税の申告

外国人配偶者で台湾に住所がなく、一課税年度内の居住日数が183日未満の場合、その所得税は扣繳義務人（源泉徴収義務者）が源泉徴収し、確定申告の必要はありません。源泉徴収範囲内の所得ではない場合、規定の税率に基づき申告が必要です。その夫（または妻）が中華民国に居住する個人の場合、夫（または妻）とまとめて確定申告することもできます。

外国人配偶者で台湾に住所があり普段から台湾に居住している場合、または住所はないが一課税年度の居住日数が183日を超える場合、結婚または離婚した年度においては、その夫（または妻）と個別に申告、あるいはまとめてのいずれかの方法で申告できます。婚姻関係が継続している年度においては、夫婦は総合所得税の確定申告をまとめて行わなければなりません。納税義務人は夫か妻かのいずれかを選べます。申告時には直接、納税義務人の戸籍所在地（または居住地所轄地）の国税局で申告することができます。

- ▶ 申告期間：毎年5月1日から5月31日まで。
- ▶ 申告方法：申告書に手書き記入、QRコード、インターネットの3つの方法で申告できます。

きちんと相続 台湾に根を下ろす

台湾人の配偶者が不幸にして死亡し、その外国人配偶者が台湾人の遺産を相続する場合、法にのっとり「遺産税（相続税）」の申告が必要です。また、外国人配偶者が他人に財産を贈与する場合、法にのっとり「贈与税」の申告が必要です。

1. 申告の種別：

- ▶ 遺産税の申告：台湾人の死亡時には、その中華国内または国外の遺産を合わせ遺産税が課されます。
- ▶ 贈与税の申告：外国人配偶者で帰化により中華民国の国籍を取

得していない場合、その台湾における財産を贈与する場合、贈与税が課されます。帰化により中華民国の国籍を取得し、日常的に台湾に居住している場合、財産が台湾にあるか海外にあるかを問わず、贈与する場合にはすべて贈与税が課されます。

2. 申告機関：

- ▶ 遺産税：台湾人が死亡した場合、死亡時の戸籍所在地の国税徴収機関に申告すること。
- ▶ 贈与税：外国人配偶者で帰化により中華民国の国籍を取得し、日常的に台湾に居住している場合、贈与時の戸籍所在地の国税徴収機関に申告し、それ以外の場合は台北国税局に申告すること。

3. 申告時期：

- ▶ 遺産税：被相続人である台湾人の死亡の日から 6 か月以内。
- ▶ 贈与税：外国人配偶者が贈与税が免除となる金額を上回る額を贈与する行為が発生してから 30 日以内。

4. 準備すべき文書：

- ▶ 遺産税：遺産税申告書、被相続人の死亡・除籍資料、相続人の戸籍資料と、相続系統表（相続関係が分かる表）、各一部。
- ▶ 贈与税：贈与税申告書、贈与人の戸口名簿の写し、贈与契約書、各一部。



- ▶ その他添付必要書類については、各国税局が提供する遺産税申告書説明または贈与税申告書説明を参照のこと。

🏠 おわりに：台湾に根を下ろすことが自分と他人を助ける

台湾の新住民になり、台湾での新生活に向き合うとき、家庭生活の調和と幸せをどのように守るかは、常に学ぶ心を持つことが必要です。言葉で伝達する、配偶者や家族と協調し関係を築く、さまざまなサービス機関を知る、台湾料理を学ぶ、すべてこの地での生活にとけ込むのに役立つでしょう。

このほか、自分が学んだことを他の人にも伝えることは、仲間が台湾でスムーズに暮らしていくのを手助けします。また、夫婦円満の秘訣や、年長者や家族と向き合うときの心構え、子供の教育について積極的に学ぶよう励まし、各種の基金会や民間団体、コミュニティのボランティアを引き受けたりして、自分の経験を他人に話せば、新たに来た仲間たちがより順調に円満な家庭を築くことができます。そうすることによって、新しい故郷として台湾に深く根を下ろし、パワーを発揮することができるのです。



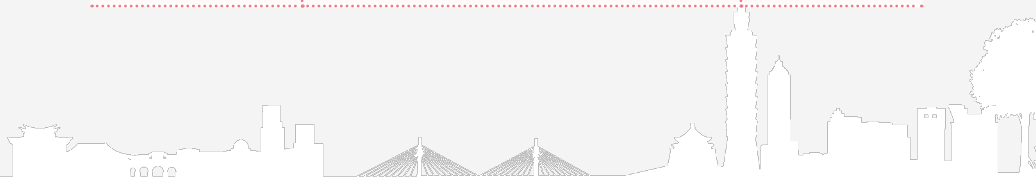
《巻末資料もくじ》

	巻末資料 1 内政部移民署各縣市服務站 (サービスステーション)の電話と所在地	112
	巻末資料 2 外交部領事事務局および外交部支所連絡先	114
	巻末資料 3 外事警察機関の電話と所在地	115
	巻末資料 4 各直轄市、県(市)役所社会局(処)および 新住民家庭服務中心(新住民家庭サービスセ ンター)連絡先一覧	119
	巻末資料 5 各直轄市、県(市)の家庭教育中心(家庭教 育センター)所在地と電話(問い合わせ先)	128
	巻末資料 6 新住民法律相談サービス窓口一覧表	130
	巻末資料 7 各直轄市、県(市)政府家庭暴力・性侵害防治中 心(家庭内暴力・性被害撲滅センター)連絡先	143
	巻末資料 8 各国在外公館および窓口機関の連絡先	146
	巻末資料 9 台湾における外国語(英語以外)のラジオ番組 一覧表	148
	巻末資料 10 台湾における外国語(英語以外)のテレビ番組 一覧表	153
	巻末資料 11 外国人配偶者の中華民國国籍帰化申請と戸籍 登記の手順表	155



巻末資料 1 内政部移民署各縣市服務站（サービスステーション）の電話と所在地

名称	所在地	電話
基隆市服務站	基隆市中正区義一路 18 号 11 楼 A	02-24276374
台北市服務站	台北市中正区広州街 15 号	02-23889393
新北市服務站	新北市中和区民安街 135 号 1 楼	02-82282090
桃園市服務站	桃園市桃園区県府路 106 号 1 楼	03-3310409
新竹市服務站	新竹市中華路 3 段 12 号 1 楼	03-5243517
新竹県服務站	新竹県竹北市三民路 133 号 1 楼	03-5519905
苗栗県服務站	苗栗県苗栗市中正路 1291 巷 8 号	037-322350
台中市 第一服務站	台中市南屯区文心南三路 22 号 1 楼	04-24725103
台中市 第二服務站	台中市豊原区中山路 280 号	04-25269777
彰化県服務站	彰化市中山路三段 2 号 1 楼	04-7270001
南投県服務站	南投市文昌街 87 号 1 楼	049-2200065
雲林県服務站	雲林県斗六市府前街 38 号 1 楼	05-5345971
嘉義市服務站	嘉義市東区呉鳳北路 184 号 2 楼	05-2166100
嘉義県服務站	嘉義県朴子市祥和二路西段 6 号 1 楼	05-3623763



名称	所在地	電 話
台南市 第一服務站	台南市府前路 2 段 370 号	06-2937641
台南市 第二服務站	台南市善化区中山路 353 号 1 楼	06-5817404
高雄市 第一服務站	高雄市前金区成功一路 436 号 7 楼	07-2821400
高雄市 第二服務站	高雄市岡山区岡山路 115 号	07-6212143
屏東県服務站	屏東市中山路 60 号 1 楼	08-7661885
宜蘭県服務站	宜蘭県羅東鎮純精路 3 段 160 巷 16 号 4 楼	03-9575448
花蓮県服務站	花蓮県花蓮市中山路 371 号 5 楼	03-8329700
台東県服務站	台東県台東市長沙街 59 号	089-361631
澎湖県服務站	澎湖県馬公市新生路 177 号 1 楼	06-9264545
金門県服務站	金門県金城鎮西海路 1 段 5 号 2 楼	082-323701
連江県服務站	連江県南竿鄉福沃村 135-6 号 2 楼	0836-23738



巻末資料 2 外交部領事事務局および外交部支所連絡先

名 称／外交部領事事務局

所在地／台北市濟南路一段 2-2 号中央聯合弁公大樓北棟三樓

電 話／

★代表：02-23432888

★パスポート専用：02-23432807・02-23432808

FAX：02-23432819・02-23432972

★ビザ窓口：02-23432866・02-23432867

★ビザ専用：02-23432885・02-23432895

FAX：02-23432883・02-23432893

★証明文書窓口：02-23432965

★証明文書専用：02-23432913・02-23432914

FAX：02-23432920

名 称／外交部中部弁事処

所在地／台中市黎明路二段 503 号 1 楼

電 話／04-22510799 FAX／04-22510700

名 称／外交部南部弁事処

所在地／高雄市成功一路 436 号 2-3 楼

電 話／07-2110605 FAX／07-2110704・07-2110523

名 称／外交部東部弁事処

所在地／花蓮市中山路 371 号 6 楼

電 話／03-8331041 FAX／03-8330970

名 称／外交部雲嘉南事処

所在地／嘉義市吳鳳北路 184 号 2 楼

電 話／05-2251567 FAX／05-2255299



卷末資料 3 外事警察機関の電話と所在地

名 称 / 警政署国際組

所在地 / 台北市中正区忠孝東路一段 7 号

電 話 / 02-23213175

E-mail / npafad01@npa.gov.tw

名 称 / 航空警察局国際科

所在地 / 桃園市大園区埔心里航勤北路 27 号

電 話 / 03-3834728

E-mail / eyes@dns.apb.gov.tw

名 称 / 台北市政府警察局外事科

所在地 / 台北市中正区延平南路 96 号

電 話 / 02-23817494

E-mail / fad@police.taipei

名 称 / 高雄市政府警察局外事科

所在地 / 高雄市前金区中正四路 260 号

電 話 / 07-2215796

E-mail / evb00@kmph.gov.tw

名 称 / 新北市政府警察局外事科

所在地 / 新北市板橋区府中路 32 号

電 話 / 02-80725454 内線 4095.4096

E-mail / 2122@ntpd.gov.tw

名 称 / 宜蘭县政府警察局外事科

所在地 / 宜蘭县宜蘭市中山路 2 段 167 号

電 話 / 03-9353921

E-mail / ilp0203@mail.e-land.gov.tw

名 称／基隆市警察局外事科
所在地／基隆市信二路 205 号
電 話／ 02-24252787
E-mail / klg01010@klg.gov.tw

名 称／桃園市政府警察局外事科
所在地／桃園市桃園区県府路 3 号
電 話／ 03-3335107
E-mail / kang@tyhp.gov.tw

名 称／新竹县政府警察局外事科
所在地／新竹县竹北市光明六路 12 号
電 話／ 03-5557953
E-mail / cola2425@hchpb.gov.tw

名 称／新竹市警察局外事科
所在地／新竹市中山路 1 号
電 話／ 03-5242103
E-mail / 412145@ems.hccg.gov.tw

名 称／苗栗县警察局外事科
所在地／苗栗县苗栗市建功里府前路 2 号
電 話／ 037-356950

名 称／台中市政府警察局外事科
所在地／台中市西屯区文心路二段 588 号
電 話／ 04-23273875
電 話／ ginadavi@tcpb.gov.tw

名 称／南投县政府警察局外事科
所在地／南投县南投市南崗二路 133 号
電 話／ 049-2234302
E-mail / yuan@mail.ncpb.gov.tw

名 称／彰化県警察局外事科
 所在地／彰化県彰化市中正路二段 778 号
 電 話／ 04-7615463
 E-mail / duck71@ms2.chpb.gov.tw

名 称／雲林県警察局外事科
 所在地／雲林県斗六市大學路三段 100 号
 電 話／ 05-5329033
 E-mail / fap@mail.ylhp.gov.tw

名 称／嘉義県警察局外事科
 所在地／嘉義県太保市祥和一路東段 3 号
 電 話／ 05-3620220
 E-mail / 7525122@m2.cypd.gov.tw

名 称／嘉義市警察局外事科
 所在地／嘉義市中山路 195 号
 電 話／ 05-2220772
 E-mail / mb01@mail.ccpb.gov.tw

名 称／台南市政府警察局外事科
 所在地／台南市新營区中正路 3 号
 電 話／ 06-6354531
 E-mail / genace@mail.tainan.gov.tw

名 称／屏東県政府警察局外事科
 所在地／屏東県屏東市中正路 119 号
 電 話／ 08-7336283
 E-mail / ptb001@ptpolice.gov.tw

名 称／花蓮県警察局外事科
 所在地／花蓮県花蓮市府前路 21 号
 電 話／ 038-224023
 E-mail / fad@mail2.hlpb.gov.tw

名 称／台東県警察局外事科
所在地／台東県台東市中山路 268 号
電 話／ 089-334756
E-mail / v2122@mail.ttcpb.gov.tw

名 称／澎湖県政府警察局外事科
所在地／澎湖県馬公市治平路 36 号
電 話／ 06-9278466 (直通)
E-mail / foreigner@ms1.phpb.gov.tw

名 称／金門県警察局行政科
所在地／金門県金城鎮金山路 15 号
電 話／ 082-325653
E-mail / admin@mail.kpb.gov.tw

名 称／連江県警察局行政課
所在地／連江県南竿郷介寿村 260 号
電 話／ 0836-25859 内線 2044
E-mail / lj1404@ems.matsu.gov.tw





卷末資料 4 各直轄市、県（市）役所社会局（処）および新住民家庭服務中心（新住民家庭サービスセンター）連絡先一覧

台北市

- ★社会局婦女福利・児童托育科：
 - 所在地／台北市信義区市府路 1 号 8 楼
 - 電話／ 02-27256969 ～ 6971（台北市内からの専用）
 - 02-27208889 内線 6969 ～ 6971
- ★新移民婦女・家庭服務中心：
 - 所在地／台北市大同区迪化街 1 段 21 号 7 楼
 - 電 話／ 02-25580133

高雄市

- ★社会局婦女・保護服務科：
 - 所在地／高雄市苓雅区四維三路 2 号 9 楼
 - 電 話／ 07-3303353・07-3373695
- ★新住民家庭服務中心：
 - 所在地／高雄市苓雅区凱旋二路 5 号
 - 電 話／ 07-7113133
- ★鳳山新住民家庭服務中心：
 - 所在地／高雄市鳳山区大東二路 100 号
 - 電 話／ 07-7191450
- ★岡山新住民家庭服務中心：
 - 所在地／高雄市岡山区竹圍南街 99 号
 - 電 話／ 07-6232132
- ★旗山新住民家庭服務中心：
 - 所在地／高雄市旗山区中正路 199 号
 - 電 話／ 07-6627984
- ★路竹新住民及婦女家庭服務中心：
 - 所在地／高雄市路竹区中正路 51 号
 - 電 話／ 07-6962779・07-6961554

新北市

- ★社会局社区発展・婦女福利科：
所在地／新北市板橋区中山路1段161号2楼
電話／02-29603456 内線 3627
- ★新住民家庭服務中心：
所在地／新北市三重区溪尾街73号6楼
電話／02-89858509

宜蘭県

- ★社会処児少・婦女福利科：
所在地／宜蘭市同慶街95号
電話／03-9328822 内線 431
- ★築親庭福利服務中心（礁溪ステーション）：
所在地／宜蘭県礁溪郷礁溪路4段126号
電話／03-9886775
- ★築親庭福利服務中心（羅東ステーション）：
所在地／宜蘭県羅東鎮天祥路171号3楼
電話／03-9533927
- ★築親庭福利服務中心（蘇澳ステーション）：
所在地／宜蘭県蘇澳鎮隘丁路36号3楼
電話／03-9908116

桃園市

- ★社会局：
所在地／桃園市桃園区県府路1号3楼
電話／03-3322101 内線 6424
- ★桃園家庭服務中心：
所在地／桃園市桃園区陽明三街33号4楼
電話／03-2182778

- ★中壢家庭服務中心：
所在地／桃園市中壢區元化路 159 号 1 楼
電 話／ 03-4220126
- ★平鎮家庭服務中心：
所在地／桃園市平鎮區延平路一段 168 号 3 楼
電 話／ 03-4911910
- ★八德家庭服務中心：
所在地／桃園市八德區介壽路二段 73 号
電 話／ 03-3676865
- ★楊梅家庭服務中心：
所在地／桃園市楊梅區大華街 1 号
電 話／ 03-4750067
- ★芦竹家庭服務中心：
所在地／桃園市芦竹區南崁路 152 号 3 楼
電 話／ 03-2127678
- ★龜山家庭服務中心：
所在地／桃園市龜山區自強南路 97 号 2 楼
電 話／ 03-3208485
- ★龍潭家庭服務中心：
所在地／桃園市龍潭區干城路 19 巷 30 号
電 話／ 03-4790231
- ★大溪家庭服務中心：
所在地／桃園市大溪區中正路 56 号
電 話／ 03-3883060
- ★大園家庭服務中心：
所在地／桃園市大園區和平東路 89 号 3 楼
電 話／ 03-3863316
- ★新屋家庭服務中心：
所在地／桃園市新屋區中山路 370 号 3 楼
電 話／ 03-4970225
- ★觀音家庭服務中心：
所在地／桃園市觀音區信義路 52 号
電 話／ 03-4732320

- ★復興家庭服務中心：
所在地／桃園市復興區羅浮里合流 6 号
電 話／ 03-3821110

新竹県

- ★社会処婦幼福利科：
所在地／新竹県竹北市光明六路 10 号
電 話／ 03-5518101 内線 3257
- ★新住民家庭服務中心：
所在地／新竹県竹北市県政二路 620 号（新竹県婦幼館）
電 話／ 03-6570832

苗栗県

- ★社会処婦女・新住民事務科：
所在地／苗栗県苗栗市府前路 1 号 4 楼
電 話／ 037-321808・037-559661
- ★苗南区新住民家庭服務中心：
所在地／苗栗県苗栗市為公路 8 号 3 楼
電 話／ 037-277017・037-277011
- ★苗北区新住民家庭服務中心：
所在地／苗栗県頭份市中正一路 532 号
電 話／ 037-598098

台中市

- ★社会局婦女福利・性別平等科：
所在地／台中市西屯区台湾大道 3 段 99 号
電 話／ 04-22289111
- ★新住民家庭服務中心：
所在地／台中市北屯区旱溪西路 3 段 260 号
電 話／ 04-24365740・04-24365842

- ★大屯新住民家庭服務中心：
所在地／台中市大里区新光路 32 号 5 楼（兒童青少年福利服務中心 5 楼）
電 話／ 04-24865363
- ★山線新住民家庭服務中心：
所在地／台中市豐原区明義街 46 号
電 話／ 04-25255995
- ★海線新住民家庭服務中心：
所在地／台中市大甲区水源路 169 号 3 楼（台中市婦女福利服務中心 3 楼）
電 話／ 04-26801947
- ★台中市新住民多元圖書室：
所在地／台中市北屯区旱溪西路 3 段 260 号 2 楼
電 話／ 04-24372584

彰化県

- ★社会処婦女・新住民福利科：
所在地／彰化県彰化市中興路 100 号 6 楼
電 話／ 04-7532287
- ★新住民家庭服務中心：
所在地／彰化県彰化市南郭路 1 段 60 号 4 楼
電 話／ 04-7237885

南投県

- ★社会・労働処社工・婦幼科：
所在地／南投県南投市中興路 660 号
電 話／ 049-2247970
- ★新住民家庭服務中心：
所在地／南投県南投市南崗 2 路 85 号（南投県立婦幼館）
電 話／ 049-2244755

雲林県

★社会福祉部・少年福祉科：

所在地／雲林県斗六市府文路 22 号

電話／ 05-5348585（緊急回線）・ 05-5522576・ 05-5522592

★新住民家庭服務中心：

所在地／雲林県斗六市府文路 22 号 1 楼（雲林県婦女福利服務中心）

電話／ 05-5339646・ 05-5522567

嘉義県

★社会局婦幼福祉科：

所在地／嘉義県太保市祥和一路東段 1 号

電話／ 05-3620900

★新住民家庭服務中心：

所在地／嘉義県太保市中正路 236 号（台湾信義太保教会）

電話／ 05-2371969

台南市

★社会局婦女・児童少年福祉科：

所在地／台南市安平區永華路 2 段 6 号 7 楼

電話／ 06-2991111 内線 6545

★第一新住民家庭服務中心：

所在地／台南市新營區民權路 61 号 3 楼

電話／ 06-6330327

★第二新住民家庭服務中心：

所在地／台南市安平區中華西路 2 段 315 号 7 楼

電話／ 06-2992562

★第三新住民家庭服務中心：

所在地／台南市關廟區文衡路 111 号 2 楼

電話／ 06-5950585・ 06-5950586

屏東県

- ★社会処婦幼科：
 - 所在地／屏東市自由路 527 号
 - 電 話／ 08-7320415 内線 5323
- ★屏東区新住民家庭服務中心：
 - 所在地／屏東市大連里德豐街 106 号
 - 電 話／ 08-7387677
- ★潮州区新住民家庭服務中心：
 - 所在地／屏東県潮州鎮光沢巷 16 号
 - 電 話／ 08-7891929・08-7371382
- ★東港区新住民家庭服務中心：
 - 所在地／屏東県東港鎮興東路 201 号 2 楼
 - 電 話／ 08-8338610
- ★恒春区新住民家庭服務中心：
 - 所在地／屏東県恒春鎮恒南路 158 号
 - 電 話／ 08-8893001

台東県

- ★社会処児少・婦女福利科：
 - 所在地／台東市桂林北路 201 号 2F
 - 電 話／ 089-345106・089-341373
- ★新住民家庭服務中心：
 - 所在地／台東市更生路 660 号
 - 電 話／ 089-224818

花蓮県

- ★社会処婦幼科：
 - 所在地／花蓮市府前路 17 号
 - 電 話／ 03-8228995
- ★新住民家庭服務中心：
 - 所在地／花蓮県花蓮市府後路 8 号 C 棟 1 楼
 - 電 話 03-8246996

澎湖県

★社会福祉婦幼科：

所在地／澎湖県馬公市治平路 32 号

電話／ 06-9274400 内線 397

★新住民家庭服務中心：

所在地／澎湖県馬公市中華路 242 号（澎湖県婦女福利服務中心）

電話／ 06-9260385

基隆市

★社会福祉婦女兒少福利科：

所在地／基隆市義一路 1 号

電話／ 02-24201122

★基隆市政府國際家庭服務中心：

所在地／基隆市安樂区麦金路 482 号 5 楼

電話／ 02-24320495・02-24324145

新竹市

★社会福祉婦女兒童少年福利科：

所在地／新竹市中央路 241 号 8 楼

電話／ 03-5352106

★新住民家庭服務中心：

所在地／新竹市建功一路 49 巷 14 号 3 楼

電話／ 03-5722395

嘉義市

★社会福祉兒少・婦女福利科：

所在地／嘉義市中山路 199 号

電話／ 05-2254321 内線 155

★新住民家庭服務中心：

所在地／嘉義市西区德安路 6 号後棟 4 楼（嘉義市婦女福利服務中心）

電話／ 05-2310445

金門県

★社会処郷親・外配服務科：

所在地／金門県金城鎮民権路 173 号

電 話／ 082-318823 内線 62564

★新住民家庭服務中心：

所在地／金門県金湖鎮瓊徑路 35 号（金門県社会福利館）

電 話／ 082-335690. 082-332756

連江県

★衛生福利局社会福利科：

所在地／連江県南竿郷介寿村 156 号 3 楼

電 話／ 0836-25022

★新住民家庭服務中心：

所在地／連江県南竿郷介寿村 156 号 4 楼（事務所）

連江県南竿郷清水村 131 号 5 楼（連江県総合福利園區）

電 話／ 0836-23884



巻末資料5 各直轄市、県（市）の家庭教育中心（家庭教育センター）所在地と電話（問い合わせ先）

名称	所在地	電話
基隆市家庭教育中心	基隆市中正区信一路 181 号	02-24271724
台北市家庭教育中心	台北市中山区吉林路 110 号 5 楼	02-25419690 内線 820
新北市政府家庭教育中心	新北市板橋区僑中一街 1-1 号 4 楼	02-22724881
桃園市政府家庭教育中心	桃園市桃園区莒光街 1 号	03-3323885 03-3366885
新竹県家庭教育中心	新竹県竹北市県政二路 620 号	03-6571045
新竹市家庭教育中心	新竹市中央路 241 号 7F (衛生社福大楼 7 F)	03-5325885 03-5216121
苗栗県家庭教育中心	苗栗県苗栗市国華路 1121 号 (東門)	037-350746 037-374711
台中市家庭教育中心	台中市東区三賢街 245 号 (東英棒球场そば)	04-22124885
南投県家庭教育中心	南投県南投市中興路 669 号 1 楼	049-2243894 049-2248090
彰化県家庭教育中心	彰化県彰化市健興路 1 号 (体育館 102 号室)	04-7110036
雲林県家庭教育中心	雲林県斗六市南揚街 60 号 5 楼	05-6341009
嘉義県家庭教育中心	嘉義県太保市祥和新村祥和 2 路東段 8 号	05-3620747
嘉義市家庭教育中心	嘉義市山子頂 269-1 号	05-2754334 05-2754344

名称	所在地	電話
台南市家庭教育中心	溪北服務處： 台南市新營區秦漢街 118 号	06-6591068 06-6590636
	溪南服務處： 台南市中西區公園路 127 号	06-2210510 06-2216129
	問い合わせ窓口： 台南市東區裕文路 60 号 (復興小学校内)	06-3129926
高雄市政府教育局 家庭教育中心	高雄市鳳山区光復路二段 132 号 後棟 2 楼	07-7409350 07-7409373 07-7409375
屏東縣家庭教育中心	屏東縣屏東市華正路 80 号 (和平小学校内)	08-7378465
宜蘭縣家庭教育中心	宜蘭縣宜蘭市民權路一段 36 号	03-9333837
花蓮縣家庭教育中心	花蓮縣花蓮市達固湖灣大路 1 号	03-8569692 03-8462860
台東縣家庭教育中心	台東縣台東市中華路二段 17 号	089-341149 089-356370 089-356376
澎湖縣家庭教育中心	澎湖縣馬公市自立路 21 号	06-9262085
金門縣家庭教育中心	金門縣金城鎮民權路 173 号	082-325631 082-312843
連江縣家庭教育中心	連江縣南竿鄉介壽村 76 号	0836-22067 0836-23694



巻末資料 6 新住民法律相談サービス窓口一覧表

機 関／民間団体
サービス窓口／財団法人法律扶助基金会
時 間／月～金の午前 9：00～12：00
午後 2：00～5：00
火、金の夜 6：00～9：00
土 午前 9：00～12：00
所 在 地／台北市金山南路二段 200 号 6 楼
電 話／02-66328282

機 関／民間団体
窓 口／財団法人海峡交流基金会
時 間／月～金の 9：00～17：00
所在地／台北市民生東路三段 156 号宏泰大楼 16 楼
電 話／02-27134726

機関／法務部
窓 口／高等法院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：30～午後 5：30
所在地／台北市中山区博愛路 127 号
電 話／02-23713261 内線 8423・02-23310901

機 関／法務部
窓 口／高等法院台中分院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：00～午後 5：30
所在地／台中市西区自由路 1 段 91 号
電 話／04-22232311 内線 2124

機 関／法務部
 窓 口／高等法院台南分院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～午後 5：30
 所在地／台南市中山路 170 号
 電 話／ 06-2282111 内線 761

機 関／法務部
 窓 口／高等法院高雄分院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：30 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30
 所在地／高雄市鼓山区明誠三路 586 号
 電 話／ 07-5533951 ・ 07-5524111 内線 139

機 関／法務部
 窓 口／高等法院花蓮分院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～午後 5：30
 所在地／花蓮市民權路 127 号
 電 話／ 03-8225112 内線 87

機 関／法務部
 窓 口／台北地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：30 ～午後 5：30
 所在地／台北市博愛路 131 号 1 号
 台北市貴陽街 2 段 26 号 3 楼
 電 話／ 02-23146871 内線 8252 ・ 02-23899675

機 関／法務部
 窓 口／新北地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：30 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30
 所在地／新北市土城区金城路 2 段 249 号
 電 話／ 02-22616192 内線 611

機 関／法務部

窓 口／士林地方法院檢察署為民服務中心

時 間／執務日の午前 8：30 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30

所在地／台北市士林区士東路 190 号

電 話／ 02-28331911 内線 124・02-28351864

機 関／法務部

窓 口／桃園地方法院檢察署為民服務中心

時 間／執務日の午前 8：30 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30

所在地／桃園市法治路 1 号

電 話／ 03-3370737 内線 133、134

機 関／法務部

窓 口／新竹地方法院檢察署為民服務中心

時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30

所在地／新竹市中正路 136 号

電 話／ 03-5254102 内線 406

機 関／法務部

窓 口／苗栗地方法院檢察署為民服務中心

時 間／執務日の午前 8：30 ～午後 5：30

所在地／苗栗市中正路 1149 号

電 話／ 037-353410 内線 111

機 関／法務部

窓 口／台中地方法院檢察署為民服務中心

時 間／執務日の午前 8：00 ～午後 5：30

所在地／台中市西区自由路 1 段 91 号

電 話／ 04-22232311 内線 5806

機 関／法務部
 窓 口／南投地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：30～午後 5：30
 所在地／南投県南投市中興路 757 号
 電 話／ 049-2242602 内線 2013・049-2242975

機 関／法務部
 窓 口／彰化地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00～12：00 午後 1：30～5：30
 所在地／彰化県員林鎮中山路 2 段 240 号
 電 話／ 04-8357274 内線 322・04-8371295

機 関／法務部
 窓 口／雲林地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00～12：00 午後 1：30～5：30
 所在地／雲林県虎尾鎮明正路 38 号
 電 話／ 05-6334991 内線 110

機 関／法務部
 窓 口／嘉義地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00～12：00 午後 1：30～5：30
 所在地／嘉義市東区林森東路 286 号
 電 話／ 05-2782601 内線 115

機 関／法務部
 窓 口／台南地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00～12：00 午後 1：30～5：30
 所在地／台南市安平区健康路 3 段 310 号
 電 話／ 06-2959971

機 関／法務部
窓 口／高雄地方法院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：30 ～午後 5：30
所在地／高雄市前金区市中一路 170 号
電 話／ 07-2161467・07-2161468 内線 3134

機 関／法務部
窓 口／橋頭地方法院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：30 ～午後 5：30
所在地／高雄市橋頭区經武路 868 号
電 話／ 07-6131765 内線 3121

機 関／法務部
窓 口／屏東地方法院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30
所在地／屏東市棒球路 11 号
電 話／ 08-7535211 内線 5120・08-7530448

機 関／法務部
窓 口／台東地方法院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30
所在地／台東市浙江路 310 号
電 話／ 089-310180 内線 141・089-328049

機 関／法務部
窓 口／花蓮地方法院檢察署為民服務中心
時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：30 ～ 5：30
所在地／花蓮市府前路 15 号
電 話／ 03-8226153 内線 113

機 関／法務部
 窓 口／宜蘭地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～午後 5：30
 所在地／宜蘭県宜蘭市県政西路 3 号
 電 話／ 03-9253000 内線 126

機 関／法務部
 窓 口／基隆地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～午後 5：30
 所在地／基隆市東信路 178 号
 電 話／ 02-24651184

機 関／法務部
 窓 口／澎湖地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：00 ～ 5：00
 所在地／澎湖県馬公市西文里西文澳 309 号
 電 話／ 06-9211699 内線 113

機 関／法務部
 窓 口／福建金門地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：00 ～ 5：00
 所在地／金門県金城鎮民權路 178 号
 電 話／ 082-325090

機 関／法務部
 窓 口／連江地方法院檢察署為民服務中心
 時 間／執務日の午前 8：00 ～ 12：00 午後 1：00 ～ 5：00
 所在地／連江県南竿郷復興村 210 号
 電 話／ 0836-22823 ・ 0836-23043

機 関／台北市

窓 口／秘書処市民服務組法律相談カウンター

時 間／月曜～金曜の午前 9：00 ～ 12：00 午後 2：00 ～ 5：00

受付時間 午前 8：30 ～ 12：30 に申し込みを受け付けます

所在地／台北市市府路 1 号市府大楼 1 楼東区市民服務組

電 話／ 1999 (外縣市 02-27208889) 内線 6168 または直通 27256168

機 関／高雄市

窓 口／高雄市政府聯合服務中心

時 間／月曜～金曜の午前 9：00 ～ 12：00 (午前 8：00 から受付)

午後 2：00 ～ 5：00 (午後 1：30 から受付)

(一回の受付につき 12 人まで)

所在地／高雄市苓雅区四維三路 2 号 1 楼

電 話／ 07-3368333#3686

機 関／新北市

窓 口／新北市政府行政大楼 1 楼聯合服務中心

時 間／月曜～金曜の午前 9：00 ～ 12：00

午後 2：00 ～ 5：00

火曜～木曜の夜 6：00 ～ 9：00

所在地／新北市板橋区中山路 1 段 161 号 1 楼

電 話／ 02-29603456 内線 4249

機 関／宜蘭県

窓 口／秘書処行政救済科

時 間／毎水曜の午後 2：00 ～ 4：00

所在地／宜蘭市県政北路 1 号

電 話／ 03-9251000 内線 2528 (予約制)

機 関／桃園市
 窓 口／市政府法律相談センター
 時 間／月曜～金曜の午前 9：00～11：30
 所在地／桃園市桃園区県府路 1 号 7 楼
 電 話／ 03-3322101 内線 5615

機 関／新竹県
 窓 口／県政府法律相談室
 時 間／金曜午後 2：00～4：00
 所在地／新竹県竹北市光明六路 10 号 3 楼法律相談室
 電 話／ 03-5518101 内線 3991 至 3997

窓 口／県政府法律相談室
 時 間／隔週金曜午後 2：00～4：00
 所在地／竹東鎮公所調解委員会 2 楼調解室
 湖口郷公所 3 楼調解室
 電 話／（竹東）03-5964492・（湖口）03-5901157

機 関／苗栗県
 窓 口／行政執行・消保科
 時 間／ 8：00～17：00
 所在地／苗栗市府前路 100 号
 電 話／ 037-357493

機 関／台中市

窓 口／市政府台湾大道市政大楼

時 間／月曜～金曜の午前 9：00 ～ 12：00
午後 2：00 ～ 5：00

所在地／台中市西屯区台湾大道 3 段 99 号文心楼 10 楼

電 話／ 04-22289111 内線 23610/23611

窓 口／市政府陽明大楼

時 間／月曜～金曜の午後 2：00 ～ 5：00

所在地／台中市豊原区陽明街 36 号 2 楼消保官室

電 話／ 04-22289111 内線 23805

機 関／彰化県

窓 口／法制処、社会処保護服務科

時 間／月曜午前 9：00 ～ 11：00（法制処）
金曜午後 2：00 ～ 5：00（社会処保護服務科）

所在地／彰化市中山路 2 段 416 号 7 楼（法制処）

彰化市華山路 37 号 4 楼（社会処保護服務科）

電 話／ 04-7531777（法制処）

04-7261113（社会処保護服務科）

機 関／南投県

窓 口／新聞・行政処法制行政科

時 間／水曜午前 9：00 ～ 12：00（受付は午前 11 時 30 分まで）

所在地／南投県政府 1 楼服務中心（南投市中興路 600 号）

電 話／ 049-2222106 内線 2032・049-2204012



機 関／雲林県
 窓 口／聯合服務中心
 時 間／月曜～金曜の午前 9：00～11：00
 所在地／雲林県斗六市雲林路二段 515 号
 電 話／ 05-5329504

機 関／嘉義県
 窓 口／民政処
 時 間／金曜午後 2：30～4：30
 所在地／県庁または各郷政市の公所（場所ごとに巡回）
 電 話／ 05-3623456

機 関／台南市
 窓 口／市政府
 時 間／毎水曜午前 9：30～11：30
 毎土曜午前 9：00～11：30
 所在地／民治市政センター（台南市新営区民治路 36 号）
 電 話／ 06-3901095

窓 口／市政府
 時 間／毎月曜～金曜の午前 9：00～11：00
 所在地／永華市政センター（台南市永華路 2 段 6 号）
 電 話／ 06-3901095

機 関／屏東県
窓 口／屏東县政府聯合服務中心
時 間／月曜午前 9：00 ～ 11：30
水曜夜 7：30 ～ 9：30
金曜午後 2：00 ～ 5：00
所在地／屏東市自由路 527 号
電 話／ 08-7320415 内線 6125

機 関／台東県
窓 口／県民服務中心
時 間／月曜午前 9：00 ～ 11：00
所在地／台東県台東市博愛路 275 号
電 話／ 089-347550

機 関／花蓮県
窓 口／花蓮县政府馬上弁服務中心
時 間／水曜午前 10：00 ～ 12：00
所在地／花蓮県花蓮市府前路 17 号 县政府服務中心
電 話／ 03-8221206

機 関／澎湖県
窓 口／民政処法律扶助服務処
時 間／月曜午後 2：00 ～ 5：00
所在地／澎湖県治平路 32 号
電 話／ 06-9274400 内線 323

機 関／基隆市
 窓 口／基隆市政府聯合服務中心
 時 間／月曜至金曜午前 9：00 ～ 12：00
 所在地／基隆市義一路 1 号
 電 話／ 02-24201122 内線 1213

機 関／新竹市
 窓 口／民政処
 時 間／水曜午前 9：30 ～ 11：30
 木曜午後 2:00 ～ 4:00 と夜 7：00 ～ 9：00
 所在地／新竹市中正路 120 号
 新竹市政府服務中心
 電 話／ 03-5216121 内線 232

機 関／嘉義市
 窓 口／民政処
 時 間／月曜、五午前 9：30 ～ 12：00
 所在地／嘉義市中山路 199 号（市政府一樓法律扶助相談室）
 電 話／ 05-2254321 内線 342、339

窓 口／東区区公所
 時 間／毎火曜午前 9：30 ～ 12：00
 所在地／嘉義市吳鳳北路 184 号（区公所四樓調解室）
 電 話／ 05-2273772

窓 口／西区区公所
 時 間／毎水曜午前 9：30 ～ 12：00
 所在地／嘉義市錦州二街 28 号（区公所三樓會議室）
 電 話／ 05-2840858

機 関／金門県
窓 口／親民接待室
時 間／月曜至金曜午前 8 : 00 ~ 12 : 00
午後 1 : 30 ~ 5 : 30
所在地／金門県金城鎮民生路 60 号
電 話／ 082-318823

機 関／連江県
窓 口／行政処法制科
時 間／月曜至金曜 8 : 00 ~ 17 : 30
所在地／連江県南竿郷介寿村 76 号 3 楼
電 話／ 0836-23367





卷末資料 7 各直轄市、県（市）政府家庭暴力・性侵害 防治中心（家庭内暴力・性被害撲滅センタ ー）連絡先

名称	所在地	電 話
衛生福利部 保護服務司	台北市南港区忠孝東路 6 段 488 号	02-85906666
台北市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	台北市中正区延平南路 123 号	02-23615295 (代表) 02-23615295 内線 226 (緊急回線)
高雄市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	高雄市苓雅区民権一路 85 号 10 楼	07-5355920 内線 403、404
新北市府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	新北市板橋区中正路 10 号 3 楼	02-89653359
宜蘭县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	宜蘭県宜蘭市同慶街 95 号	03-9328822 内線 278
桃園市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	桃園市桃園区県府路 51 号 6 楼	03-3322111
新竹县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	新竹県竹北市光明六路 10 号	03-5518101
苗栗县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	苗栗県苗栗市府前路 1 号 4 楼	037-360995
台中市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	台中市豊原区陽明街 36 号	04-22289111 内線 38800

名称	所在地	電話
彰化县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	彰化县彰化市華山路 37 号 4 楼	04-7261113
南投县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	南投县南投市中興路 660 号	049-2209290
雲林县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	雲林县斗六市府文路 22 号 2 楼	05-5522592 (代表) 05-5348585 (緊急回線)
嘉義县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	嘉義县太保市祥和二路東段 1 号	05-3620900 内線 3303
台南市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	台南市安平區永華路 2 段 6 号 6 楼	06-2988995
屏東县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	屏東市自由路 527 号	08-7320415 (代表) 08-7321896 (直通)
台東县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	台東县台東市桂林北路 201 号 3 楼	089-320172
花蓮县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	花蓮县花蓮市府前路 17 号	03-8227171 内線 316、317 (総務) 内線 440、441 (成人保護) 内線 392、393 (児童保護)

名称	所在地	電 話
澎湖县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	澎湖县馬公市治平路 32 号	06-9264068 (直通) 06-9274400 内線 381
基隆市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	基隆市安楽区麦金路 482 号 5 楼	02-24340458
新竹市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	新竹市中央路 241 号 5 楼	03-5352151 (直通) 03-5352386 内線 602、603、605
嘉義市政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	嘉義市中山路 199 号	05-2253850
金門县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	金門县金城鎮民権路 173 号	082-373000
連江县政府 家庭暴力・ 性侵害防治中心	連江县南竿郷介寿村 156 号 3 楼	0836-23575 0836-25022 内線 315



巻末資料 8 各国在外公館および窓口機関の連絡先

窓口機関／駐台北印尼経済貿易代表処（インドネシア）

INDONESIAN ECONOMIC AND TRADE OFFICE TO TAIPEI

所在地／台北市瑞光路 550 号倫飛大楼 6 楼

電話／ 02-87526170 FAX／ 02-87523706

窓口機関／馬尼拉経済文化弁事処（フィリピン）

MANILA ECONOMIC AND CULTURAL OFFICE

所在地／台北市内湖区洲子街 55 & 57 号 2 楼

電話／ 02-26588825 FAX／ 02-26588867

窓口機関／馬尼拉経済文化弁事処高雄分処（フィリピン）

MANILA ECONOMIC AND CULTURAL OFFICE,
KAOHSIUNG EXTENSION OFFICE

所在地／高雄市三民区民族一路 80 号 9 楼之 2

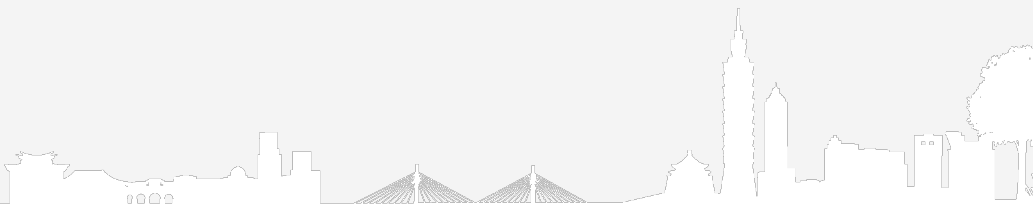
電話／ 07-3985935・07-3985936 FAX／ 07-3985929

窓口機関／馬尼拉経済文化弁事処台中分処（フィリピン）

MANILA ECONOMIC AND CULTURAL OFFICE,
TAICHUNG EXTENSION OFFICE

所在地／台中市民権路 239 号 4F-2A 室

電話／ 04-23029080 FAX／ 04-23029082



窓口機関／駐台北越南経済文化弁事処（ベトナム）

VIETNAM ECONOMIC AND CULTURAL
OFFICE IN TAIPEI

所 在 地／台北市松江路 65 号 3 楼

電 話／ 02-25166626 FAX／ 02-25166625

窓口機関／泰国貿易経済弁事処（タイ）

THAILAND TRADE AND ECONOMIC OFFICE

所 在 地／台北市松江路 168 号 12 楼

電 話／ 02-25811979 FAX／ 02-25818707

台湾における外国の在外公館や窓口機関について詳しくは中華民国外交部ウェブサイトをご覧ください

(<https://www.mofa.gov.tw>)



巻末資料 9 台湾における外国語（英語以外）のラジオ番組一覧表

名 称／台湾ラジオ局

台北一台：AM 1323KHz

（台北市、新北市、大台北地区）

大溪中継局：AM 621KHz（桃園、新竹地区）

新竹電台：AM 1206KHz（桃園、新竹、苗栗地区）

★再放送 新竹電台：AM 1206KHz

（桃園、新竹、苗栗地区）

★インターネット放送 URL：www.taiwanradio.com.tw

（インターネットで同時配信）

番組／言語／湄南河畔（タイ語）

放送時間／日曜 7:00～8:00

再放送 日曜 16:00～17:00

名 称／台湾ラジオ局

台北一台：AM 1323KHz

（台北市、新北市、大台北地区）

大溪中継局：AM 621KHz（桃園、新竹地区）

新竹電台：AM 1206KHz（桃園、新竹、苗栗地区）

★再放送 台北一台：AM 1323KHz

（台北市、新北市、大台北地区）

★再放送 関西中継局：AM 1062KHz（桃園、新竹地区）

★インターネット放送 URL：www.taiwanradio.com.tw

（インターネットで同時配信）

番組／言語／開心假期雅加達（インドネシア語）

放送時間／日曜 17:00～18:00

再放送 土曜 18:00～19:00（AM 1323KHz）

日曜 19:00～20:00（AM 1062KHz）

名 称／台湾ラジオ局

台北一台：AM 1323KHz

(台北市、新北市、大台北地区)

大溪中継局：AM 621KHz (桃園、新竹地区)

新竹電台：AM 1206KHz (桃園、新竹、苗栗地区)

★再放送 大溪中継局：AM 621KHz (桃園、新竹地区)

★再放送 関西中継局：AM 1062KHz (桃園、新竹地区)

★インターネット放送 URL：www.taiwanradio.com.tw

(インターネットで同時配信)

番組／言語／賓至如歸～菲向馬尼拉 (タガログ語)

放送時間／日曜 18:00～19:00

再放送 日曜 21:00～22:00

名 称／台湾ラジオ局

台北一台：AM 1323KHz

(台北市、新北市、大台北地区)

新竹電台：AM 1206KHz (桃園、新竹、苗栗地区)

★再放送 台北二台：AM 1188KHz

(台北市、新北市、大台北地区)

★再放送 大溪中継局：AM 621KHz (桃園、新竹地区)

★再放送 関西中継局：AM 1062KHz (桃園、新竹地区)

★インターネット放送 URL：www.taiwanradio.com.tw

(インターネットで同時配信)

番組／言語／越南溫馨味 (ベトナム語)

放送時間／日曜 13:00～14:00

再放送 日曜 18:00～19:00 (AM 1188KHz)

20:00～21:00 (AM 621KHz、AM 1062KHz)

名 称／台北ラジオ局 FM93.1 / AM 1134KHz

<https://www.radio.taipei.gov.tw/>

番組／言語／ Hello Taipei

放送時間／毎土曜 21:00 ～ 22:00 (インドネシア語)

22:00 ～ 23:00 (タイ語)

毎日曜 21:00 ～ 22:00 (タガログ語)

22:00 ～ 23:00 (ベトナム語)

名 称／中央ラジオ局 RtiFm

FM 放送

嘉義：91.7

新莊、新北市：88.5

嘉義、台南：101.3

台東：105.3

花蓮：104.5

高雄、屏東：107.3

AM 放送

AM1494

番組／言語／インドネシア語番組

放送時間／月曜～金曜 20:00 ～ 22:10 (AM1494)

日曜 20:00 ～ 21:00 (FM88.5)

22:00 ～ 23:00 (FM91.7)

火曜～水曜 13:00 ～ 14:00/

木曜～金曜 23:00 ～ 24:00/

土曜 6:00 ～ 7:00

(FM101.3/FM105.3/FM104.5/FM107.3)



名 称／中央ラジオ局 RtiFm

FM 放送

高雄市：94.3

中部地区：99.5

苗栗、台中、彰化、雲林、嘉義、花蓮：104.5、101.3

台南、高雄、屏東：101.3、107.3

台東：105.3

台北、基隆、宜蘭、桃園、新竹：106.5

番組／言語／タイ語番組

放送時間／月曜～金曜 13:00～14:00

土曜、日曜 7:00～8:00

日曜 8:00～9:00 (FM94.3)

19:00～20:00 (FM99.5)

名 称／中央ラジオ局 RtiFm

FM 放送

新莊、泰山、三重：88.5

嘉義：91.7

北部地区：106.5

中部地区、花蓮：104.5

嘉義、台南：101.3

高雄、屏東、玉里：107.3

台東：105.3

AM 放送

高雄：738KHz / 1148KHz

台北、台中：1494KHz

番組／言語／ベトナム語放送

放送時間／月曜～水曜 23:00～24:00 (FM101.3/ FM107.3)

木曜 13:00～14:00 (FM105.3)

火曜～土曜 13:30～14:00 (AM738/ 1148)

火曜～土曜 20:20～20:30 (AM1494)

日曜 6:00～7:00 (FM106.5 / FM104.5)

19:00～20:00 (FM88.5)

23:00～24:00 (FM91.7)

名 称／高雄ラジオ局

FM94.3 /AM1089KHz

<https://www.kbs.gov.tw/>

番組／言語／新住民台湾通 (ベトナム語、インドネシア語)

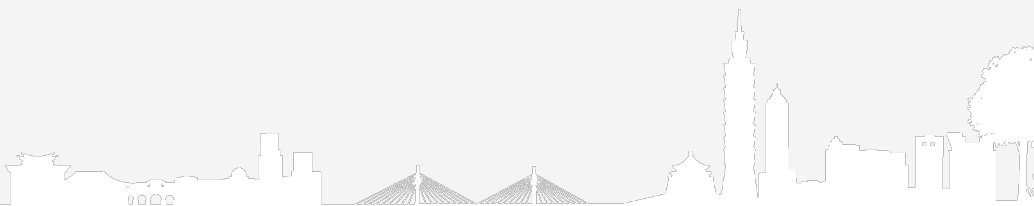
放送時間／日曜 16:00～17:00

FM94.3 /AM1089KHz

<https://www.kbs.gov.tw/>

番組／言語／菲勞在高雄 (タガログ語)

放送時間／日曜 18:10～19:00





巻末資料 10 台湾における外国語（英語以外）のテレビ番組一覧表

チャンネル／新北市各有線電視系統公用頻道（CH3）

番組名／幸福新民報（新住民のための番組）

言語／中国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語

放送時間／日曜 20：00（中国語）／20：30（タイ語）

21：00（インドネシア語）／21：30（ベトナム語）

毎月曜 20：00（中国語）

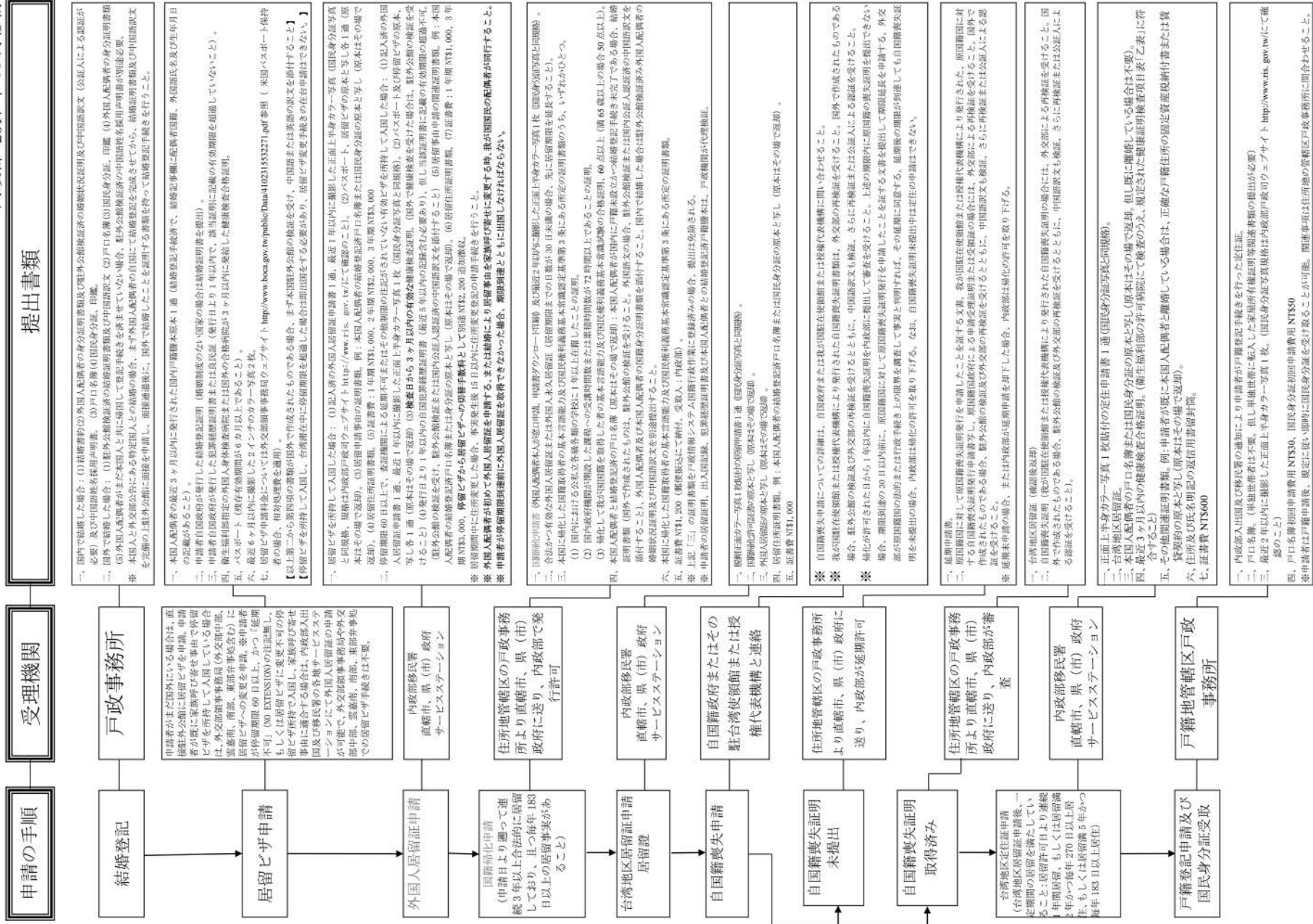
毎火曜 20：00（タイ語）

毎水曜 20：00（インドネシア語）

毎木曜 20：00（ベトナム語）

外国人配偶者の中華民国国籍帰化申請と戸籍登記の手順表

内政部 2017 年 10 月 修訂



申請の手順

受理機関

戸政事務所

申請者がまだ国外にいる場合は、結婚後外公館に婚姻ビザを申請。申請者が既に家来呼び寄せ事由で停留ビザを所持して入国している場合は、外交部領事事務局(外交部中部、課長部、南部、東部サービスセンター)に婚姻ビザへの変更を申請。 ※申請者が停留期限 60 日以上、かつ「延期不可」(NO EXTENSION)の注記無し、もしくは居留ビザに発更不可の停留ビザ所持で入国し、家来呼び寄せ事由に適合する場合は、内政部出国及移住課の各地「サービスターション」にて外国人居留証の申請が可能で、外交部領事事務局や外交部中部、課長部、南部、東部サービスセンターでの居留ビザ手続きは不要。

内政部移民署 直轄市、県(市)政府 サービスターション

住所地管轄区の戸政事務所より直轄市、県(市)政府に送り、内政部で発行許可

内政部移民署 直轄市、県(市)政府 サービスターション

自国籍政府またはその駐台湾使領館または権代表機構と連絡

住所地管轄区の戸政事務所より直轄市、県(市)政府に送り、内政部が延期許可

住所地管轄区の戸政事務所より直轄市、県(市)政府に送り、内政部が審査

内政部移民署 直轄市、県(市)政府 サービスターション

戸籍地管轄区戸政事務所

提出書類

- 国内で結婚した場合：(1)結婚書約(2)外国人配偶者の身分証明書及び現外公館へ送附された戸籍簿(戸籍簿が中国語原文(公証人による翻訳が必要)及び中国語姓名採用用申請書。(3)戸口名簿(4)国民身分証。(5)印鑑(6)外国人配偶者の身分証明書(国外で結婚した場合：(1)駐外公館領事の結婚証明書照会書または国民証(発行日より1年以上)及び証明に記載の有効期限を超過していないこと)。(2)外国人配偶者の本人と同一欄因して婚姻手続を済ませている場合、駐外公館の中国語原文が別途必要。 ※ 本人と外交公館にある特定個人との結婚の場合、まず外国人配偶者の自国にて結婚登記を完成させてから、結婚証明書類及び中国語原文を完備の上駐外公館に面接を申請し、面接通過後に、国内で結婚したことを証明する書類を持って結婚登記手続を行うこと。
 - 本人入籍者の最近3ヶ月以内に発行された国内戸籍簿原本1通(結婚登記手続済で、結婚記事欄に「配偶者国籍、外国国民名及び生年月日」の記載があること)。
 - 申請者自国政府が発行した結婚登記証明書または国民証(発行日より1年以上)で、該当証明に記載の有効期限を超過していないこと)。
 - 衛生福利部指定の外国人身体検査病院または国内の合格病院が3ヶ月以内に発行した健康検査合格証明。
 - パスポート。(取得有効期限が6ヵ月以上であること)
 - 最近6ヶ月以内に撮影した2センチのカラー写真2枚。
 - 居留ビザを所持して入国し、台湾滞在中に停留期限を超過した場合は出国をする必要があり、居留ビザ変更手続が必要な場合。】
 - 本人入籍者の最近3ヶ月以内に発行された国内戸籍簿原本1通(結婚登記手続済で、結婚記事欄に「配偶者国籍、外国国民名及び生年月日」の記載があること)。
 - 申請者自国政府が発行した結婚登記証明書または国民証(発行日より1年以上)で、該当証明に記載の有効期限を超過していないこと)。
 - 衛生福利部指定の外国人身体検査病院または国内の合格病院が3ヶ月以内に発行した健康検査合格証明。
 - パスポート。(取得有効期限が6ヵ月以上であること)
 - 最近6ヶ月以内に撮影した2センチのカラー写真2枚。
 - 居留ビザを所持して入国し、台湾滞在中に停留期限を超過した場合は出国をする必要があり、居留ビザ変更手続が必要な場合。】
 - 居留ビザを所持して入国した場合：(1)本人入籍者の外国人居留申請書1通、最近1年以上以内に撮影した正面上半身カラー写真。(国民身分証写真と同規格、規格は内政部戸政司ウェブサイト <http://www.ris.gov.tw> にて確認のこと)。(2)パスポート。居留ビザの原本と写し各1通(原本人居留申請書1通、最近1年以上以内に撮影した正面上半身カラー写真1枚(国民身分証写真と同規格)。(3)パスポート及び停留ビザの原本、写し各1通(原本はその場で返却)(4)検査日から3ヶ月以内の有効な健康検査合格証明。(国外で健康検査を受けた場合は、駐外公館の検査を受けること)(5)発行日より1年以上の自国民籍経歴証明書(最近5年以内の記録が必要あり)、但し当該証明書記載の有効期限の超過不可(駐外公館の検査を受け、駐外公館または身分証と同一の原本と写し(原本はその場で返却)。(6)居留住所証明書類。(7)原籍書：1年間 NT\$1,000、3年間 NT\$3,000、停留ビザが無く、居留ビザへの切替手続として別途 NT\$2,000 追加徴収)。
 - 居留申請中に住所変更した場合は、事案発生後15日以内に住所変更登記の申請手続を済ませること。
 - 外国人配偶者が停留期限満了前に外国人居留申請を取得できなかった場合、期限満了とともに出国しなければならない。
- 内政部申請書(外国人配偶者が受取申請、申請書がカラー印刷、申請書がカラー印刷、申請書がカラー印刷)及び現況証明(結婚後2年以上)。
 - 合法かつ有効な外国人居留証または外国人永久居留證(居留期限満了の日数が30日未満の場合、先に居留期限を延長すること)。
 - 本人に帰化した外国人配偶者の基本言語能力及び国民権取得基準第3条にある所定の証明書類のうち、いずれかひとつ。
 - (1) 国内における公立又は私立各級各級の学校に1年以上在籍したことの証明。
 - (2) 国内における公私立各級各級の学校に1年以上在籍したことの証明。
 - (3) 帰化して我が国籍を取得した者の基本言語能力及び国民権取得基準第3条にある所定の証明書類。
 - 本人入籍者と結婚後作成された口名簿(原本はその場で返却)；本人入籍者が国内で戸籍未立付かつ結婚登記が完了していない場合、結婚証明状況証明及び中国語原文を別途提出すること。
 - 本人に帰化した外国人配偶者の基本言語能力及び国民権取得基準第3条にある所定の証明書類。
 - 上記「三」の証明書類を戸政機構及び外交部領事サービスセンター国際移民課に送付し、受取人：内政部。
 - 申請者の居留証明、出入国記録、犯罪経歴証明書及び外国人配偶者との結婚登記申請書類。
 - 原籍国政府から写真1枚(政府の烙印申請書1通、国民身分証写真と同規格)。
 - 原籍国政府の戸籍簿原本と写し(原本はその場で返却)。
 - 外国人(原籍国)の原本と写し(原本はその場で返却)。
 - 居留住所証明書類、写真：本人入籍者の結婚登記申請書1通及び本人入籍者との結婚登記申請書類。
 - 申請者の居留証明、出入国記録、犯罪経歴証明書及び外国人配偶者との結婚登記申請書類。
- 自国籍喪失申請についての詳細は、自国政府または我が国駐在使領館または権代表機構に問い合わせること。
 - 我が国駐在使領館または権代表機構により発行された自国籍喪失証明書は、外交部の再検証を受けること、国外で作成されたものである場合、駐外公館の検査及び外交部の再検証を受けること、中国語原文も検証、さらに再検証または公証人による再検証を受けなければならない。
 - 帰化申請書(期限満了の30日以内)に、原籍国に対して原籍喪失証明発行を申請したことを証する文書を出して期限延長を申請する。外交官が原籍国の法的または行政手続の上の限界を調査して事実と判断すれば、その延期に同意する。延期後の期限が満了しても自国民権喪失証明を未提出の場合、内政部は帰化の許可を撤回し得る。なお、自国民権喪失証明未提出中は出生の申請はできない。
- 延期申請書。
 - 原籍国に對して原籍喪失証明発行を申請したことを証する文書。我が国駐在使領館または権代表機構により発行された、原籍国に對する自国民権喪失証明発行申請書写し、原籍国政府による申請受理証明または受領証の場合には、外交部による再検証を受けること、国外で作成されたものである場合、駐外公館の検査及び外交部の再検証を受けること、中国語原文も検証、さらに再検証または公証人による再検証を受けなければならない。
 - 延期未申請の場合、または内政部が延期申請を却下した場合、内政部は帰化の許可を撤回し得る。
- 台湾地区居留証(延期後返却)。
 - 自国民権喪失証明(我が国駐在使領館または権代表機構により発行された自国民権喪失証明の場合には、外交部による再検証を受けること、国外で作成されたものである場合、駐外公館の検査及び外交部の再検証を受けること、中国語原文も検証、さらに再検証または公証人による再検証を受けること)。
- 正面上半身カラー写真1枚(政府の定住申請書1通(国民身分証写真と同規格)。
 - 台湾地区居留証。
 - 本人入籍者の戸口名簿(衛生福利部の戸籍簿(衛生福利部の許可病院にて検査のうえ、規定された健康検査合格項目表「表」に併せて最近3ヶ月以内に撮影した正面上半身カラー写真1枚、(国民身分証写真真像は内政部戸政司ウェブサイト <http://www.ris.gov.tw> にて確認のこと)。
 - 申請者が既に移住の通知により申請者が戸籍簿の手続きを行った定住証明書(申請書)の原本と写し(原本はその場で返却)、但し既に離れている場合は不要)。
 - 最近3ヶ月以内の健康検査合格証明(衛生福利部の許可病院にて検査のうえ、規定された健康検査合格項目表「表」に併せて最近3ヶ月以内に撮影した正面上半身カラー写真1枚、(国民身分証写真真像は内政部戸政司ウェブサイト <http://www.ris.gov.tw> にて確認のこと)。
 - 住所及び氏名明記の返信用書留封筒。
 - 住所及び氏名明記の返信用書留封筒。
 - 住所及び氏名明記の返信用書留封筒。
- 内政部入国及び移住課の通知により申請者が戸籍簿の手続きを行った定住証明書(申請書)の原本と写し(原本はその場で返却)。
 - 戸口名簿。(単独世帯者には不要、但し単独世帯に転入した定住所有権証明期間満了後申請書の提出が必要)。
 - 最近2年以内に撮影した正面上半身カラー写真1枚、(国民身分証写真真像は内政部戸政司ウェブサイト <http://www.ris.gov.tw> にて確認のこと)。
 - 申請者は戸籍簿申請書を受け取ることも可能。関連事項は住所地の管轄区戸政事務所に関合させること。

國家圖書館出版品預行編目 (CIP) 資料

外籍配偶在臺生活相關資訊簡冊：新家鄉、
新生活 / 內政部移民署編著. -- 初版. -- 臺北市：
移民署, 民107.11

面；公分

ISBN 978-986-05-6903-2 (平裝)

1.移民 2.社會生活

577.67

107016557

外国人配偶者のための台湾生活情報—新しいふる
さと・新たな暮らし

叢書名称：新住民のための台湾生活の手引き—新しいふる
さと・新たな暮らし

編 著：内政部移民署

出版機関：内政部移民署

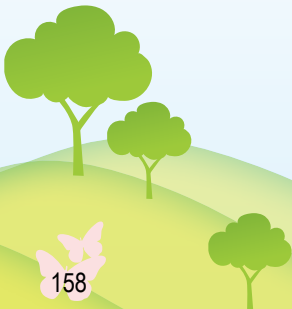
所 在 地：台北市中正区広州街 15 号

電 話：(02)23889393

URL：https://www.immigration.gov.tw

デザイン・印刷：加斌有限公司

出 版 日：2018 年 11 月初版





内政部移民署 発行

2018年11月初版

污職通報ホットライン：02-23701710

污職通報私書箱：国史館郵便局第343号信箱

ISBN 978-986056903-2



9 789860 569032

GPN：1010701581

新住民發展基金補助